

**市街化調整区域の施策に関する研究**  
**(中間報告書)**

**第3篇 福岡市における市街化調整区域の人口高齢化と  
高齢者の生活実態調査**

**平成21年3月**  
**財団法人福岡アジア都市研究所**



## はじめに

福岡市は、140万人あまりの人口を抱える大都市である。一概に大都市といっても、その性格や構造は、形成過程や歴史的背景から、自ずと異なる。日本の都市では、多くの場合に中核となる都市地域があって、その周辺は伝統的な農村・漁村・山村地域を取り込む形態を取ることが多い。都市地域は、人口の増大とともにスプロール化し、周辺の伝統的な農村・漁村・山村地域を都市化していった。その結果、都市周辺部に残っていた農林漁業は衰退し、就業人口が減少してきた。このような状況を改善し、都市の均衡ある発展を目指して、当該地域は市街化調整区域に指定された。

このように都市周辺部の地域は、自然環境が多いことや農林漁業などを基盤産業とすることから、市街化調整区域に指定され、当面開発を抑制する地域とされた。市街化調整区域に指定された地域は、基本的に新規の開発ができず、生活関連インフラについても都市的施設については、十分な整備がなされない状況にある。それゆえ市街化調整区域では思うような暮らしができず、生活条件の整備も求められている。

本研究では、市街化調整区域の施策について体系的に研究を行った。市街化調整区域に関する研究の本質は、土地利用のあり方を探ることにある。しかし土地利用のあり方を探るためには、土地利用を表面的に捉えるだけでは、十分な政策を検討することができないのではないかと考えている。土地利用は、その利用者である地域住民やその生活によって規定される。そのため、市街化調整区域の土地利用を考えるためには、市街化調整区域の土地利用を大きく支えている農業集落や、集落生活者の比率が高い高齢者にも焦点を当てる必要があると考えた。

そこで本研究では、大きく三つの柱を立てている。一つは、自治体土地政策に関する他都市比較である。自治体は、地方分権の進展に伴い、土地政策を従来の都市計画の枠組みを超えて、条例を用いながら既存の制度を地域特性に応じた運用を行っている。しかしながら、これまで各都市の土地政策の優位性をまとめ、特に市街化調整区域の土地利用に資するような政策研究はほとんどなかった。本報告書の第1篇ではこの点について考察した。

二つ目は、市街化調整区域の土地利用を支えている農業集落の問題である。先にも述べたように、これまでの市街化調整区域の産業は、農林漁業であった。ところが農林漁業の衰退によって、サラリーマンへ転進したり、あるいは兼業農家となることで、土地を利用して所得を上げるという農業地域の基本的な経済構造を市街化調整区域は失ってきている。それでは、既存の農業集落は、市街化調整区域の土地利用の維持に寄与していないのであろうか。この点について、本報告書では第2篇としてまとめた。

最後に市街化調整区域の高齢化の問題である。市街化調整区域は、若年層が他出するため少子高齢化が著しい。特に市街化調整区域は、元来、地域に根ざした農林漁業に従事してきた住民が多いため、住民が高齢になっても当該地域に留まる傾向が強い。市街化調整区域では生活インフラが都市地域ほど整っていないため、高齢者の生活を維持していくことが困難になることが予想される。現在のところ、福岡市では高齢化が飛びぬけて高い地域はほとんどないが、将来的には集落の生活に問題が生じて

くる可能性が大きい。市街化調整区域の土地利用において集落の役割が大きいことは、第 2 篇で論じたが、第 3 篇では、その中でも中核的居住者である高齢者に焦点を当てて、政策研究を行った。

本報告書は、大都市圏において顕在化しつつある市街化調整区域の施策について体系的に考察したものである。今回の政策研究が、今後の福岡市及び福岡都市圏における都市計画、農業政策、福祉政策の策定において参考になれば幸いである。

最後に本研究を進めるに当たってご協力いただいた研究会委員の皆様、ヒアリングにご協力いただいた自治体各課、集落点検や個別ヒアリングにご参加いただいた住民の皆様に深くお礼申し上げます。

2009 年 3 月

財団法人 福岡アジア都市研究所

# 目次

目次	1
第1章 研究の目的と流れ	2
1 研究の目的	2
2 研究の視点	2
3 研究の流れ	4
4 研究体制	5
第2章 市街化調整区域の制度と土地、人の現況把握	6
1 制度から見た市街化調整区域の土地利用	6
(1) 福岡市における市街化調整区域の形成	6
(2) 市街化調整区域の制度制定プロセス	8
(3) 都市計画法改正による市街化調整区域への影響	10
2 データから見た市街化調整区域の土地と人	11
(1) 市街化調整区域に関するデータの整理	11
(2) 市街化調整区域に関するデータから見えてくること	14
(3) 福岡市の市街化調整区域の特徴とその課題、問題点等	23
第3章 市街化調整区域の人口高齢化と高齢者問題	30
1 市街化調整区域の高齢者問題	30
(1) 市街化調整区域における人口高齢化の背景と要因	30
(2) 市街化調整区域の高齢者対策と地域的公正	32
2 聞き取り調査から見えてくる高齢者の生活実態	34
(1) 居住高齢者への聞き取り調査	34
(2) 居住高齢者の支援者への聞き取り調査	46
(3) 福岡市の市街化調整区域で生活する高齢者の特徴とその課題	50
第4章 まとめ	53
1 市街化調整区域の人口高齢化	53
2 市街化調整区域内集落の暮らしやすさと高齢者の集落居住	53
3 福岡市の市街化調整区域における高齢者施策の方向性	54
4 今後の課題	55
〔付表〕	56

# 第1章 研究の目的と流れ

## 1 研究の目的

福岡市には建築及び土地利用が規制されている市街化調整区域が東区、早良区、西区を中心として存在している。この市街化調整区域では、置かれている社会・経済状況から発生する空間的な制約条件のために若年層が流出し（他出）、過疎化や少子高齢化が急速に進んでいる。これら地域社会の変容過程は、市街化調整区域の土地利用に大きく影響していると考えられる。そこで本研究では、市街化調整区域のあるべき姿を探求し、望ましい市街化調整区域の施策展開に向けて考察を行うものである。

市街化調整区域は、1968年の都市計画法改正に伴い成立した制度である。それまでは、無秩序な土地利用あるいは都市的土地利用を容認してきたため、都市部ではスプロール的な土地利用が顕著となっていた。当時の郊外部における都市政策は、市場メカニズムによる土地利用あるいは既存の制度内での土地利用によっていたが、スプロール化などの問題に十分な対応ができなくなった。そこで、当時の国が新たな都市計画制度として都市計画区域については、市街化区域と市街化調整区域に区分し、後者については当面開発を抑制する地域として指定したのである。

市街化調整区域の制度は、地域特性に関係なく、全国画一の制度として導入された。そのため導入後まもなく、諸々の課題が顕在化してきた。例えば、自治体の中で合併市町を含む場合、旧市町の中心地を当該自治体の周辺部にあるという理由から、市街化調整区域に指定したために旧中心地が衰退し、市街化区域への人口集中と周辺部の過疎化が進んだ。あるいは大都市圏では開発圧力が強いために、市街化区域が市街化調整区域へ拡大する傾向が強まり、市街化調整区域が虫食い状になっている都市も出てきている。

そこで本研究では、市街化調整区域の健全な発展、土地の有効利用、さらに市街化調整区域を支えている集落の生活維持に向けて、当該地域における現状分析を行い、並行して土地利用の基礎をなしている農業集落の現状と当該地域に居住する高齢者の置かれている状況を都市問題の一つと捉え、現況の把握を行う。その結果を踏まえて、都市計画区域のあり方を検討し、福岡市における都市・土地政策の方向を探ることを目的とする。

## 2 研究の視点

都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域から構成される。この区分は、新都市計画法制定以来、一貫して変わらず引かれてきた線である。都市全体が適度な発展を実現するために、都市計画区域を10年以内に開発すべき区域と開発を抑制する区域を都市の中で分けることで、空間的な秩序を維持することが目的であった。高度経済成長期に制定された新都市計画法の理念は、制定後一定の役割があったと考えられる。

近年、市街化調整区域が抱える過疎化や少子高齢化、あるいは産業の停滞といった現象は、その要因をすべて制度的なものということとはできないとしても、その後の社会・経済構造変化の中で、市街化調整区域の役割が変わりつつあることを示し

ている。

そもそも新都市計画法が制定されたときの議論を概観しても、当時の宅地制度審議会における議論としては5区分あるいは6区分にするという考え方もあったようである。その後の審議会の結論として2区分案に落ち着いたという経緯があり、現在の市街化調整区域には複数の性格の土地利用を2つの区域区分に内包するものである。

本研究ではいくつかの視点を複合的に持つことで、市街化調整区域に必要な施策を考察する。

まず、市街化調整区域の制度について第一義的に検討するのではなく、先に現在、市街化調整区域が抱えている構造的要因から発生する土地利用の現状を把握し、市街化調整区域がどのような状況にあるのかを捉える。対象は、主として福岡市とし、比較事例としていくつかの都市を取り上げる。このような比較の視点を入れることで、福岡市の市街化調整区域を検討する視点を豊富化させる。

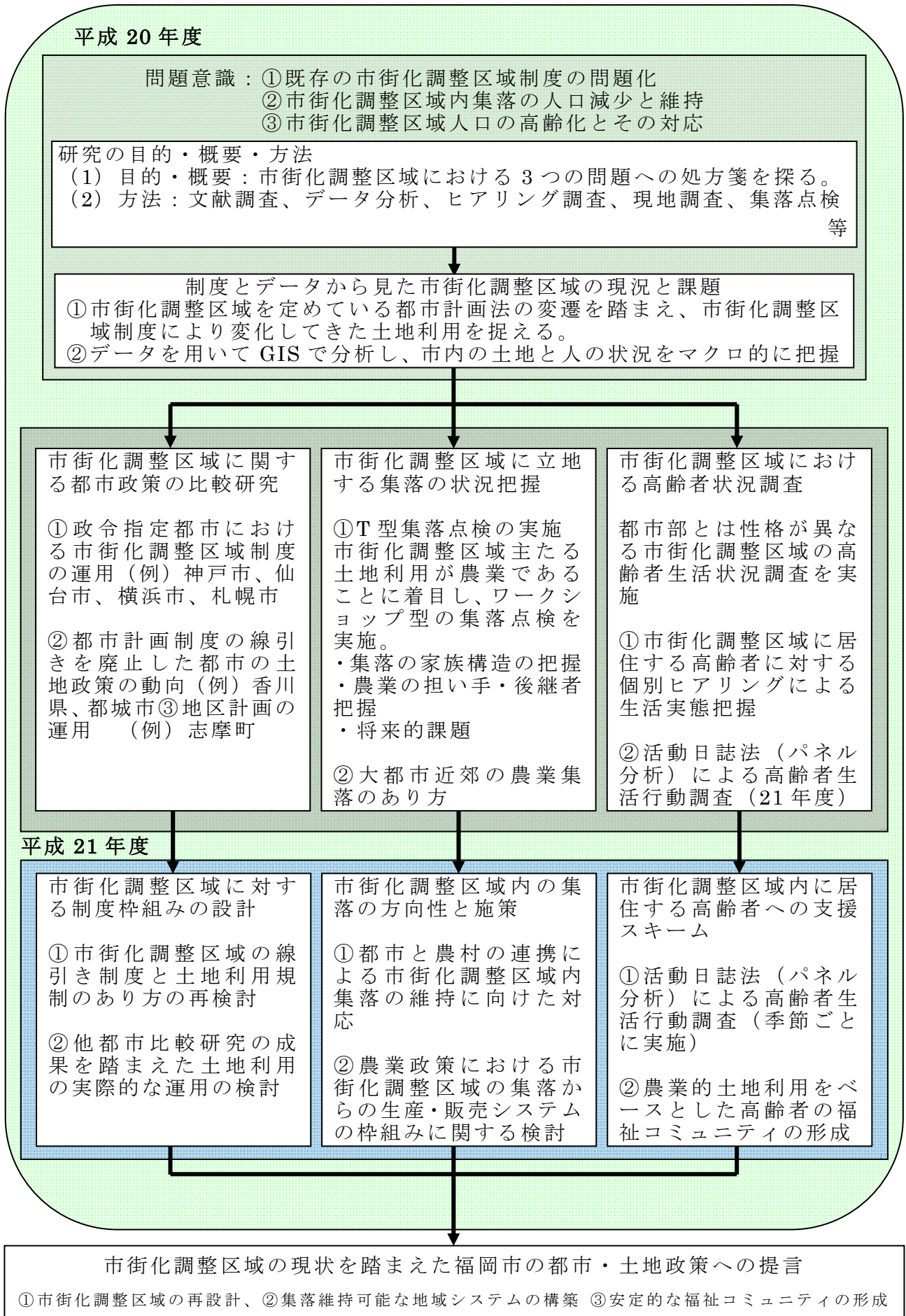
次に市街化調整区域を支えてきた集落について検討する。市街化調整区域は、土地利用の側面から考えると、多くが農業地域あるいは緑地である。したがって、市街化調整区域の維持において、農業集落が果たす役割が大きい。しかし農業集落は、基盤産業である農業自体の衰退や担い手の他出によって、集落の維持が課題となっている。市街化調整区域の農業集落を維持するためには、どのような施策が必要か、実際に農業集落へ現地調査を行い、農業集落の構造を明らかにする。

最後に市街化調整区域の高齢者に関する調査である。市街化調整区域は、基本的に新規の開発をすることができない。もちろん地域住民の子弟は、居住が可能であるが、それも他出が進み、残っている住民の高齢化が顕著となっている。すなわち市街化調整区域においては、高齢者が主体として大きな役割を果たしている。このような高齢者が、市街化調整区域で住みやすい環境を作っていくことで、市街化調整区域の豊かな福祉コミュニティを形成できると考えられる。そこで、市街化調整区域に居住する高齢者の実態調査を行い、高齢者が抱えている課題とニーズを明らかにする。

以上の3つの視点を踏まえながら、市街化調整区域の施策を提示していく。今年度は、市街化調整区域の現況把握を中心に行った。これは、次年度の市街化調整区域に対する施策を検討する基礎となるものである。

先の3つの視点を複合させることで、市街化調整区域が住みやすく豊かな地域となるためのヒントを得ることが、今年度の研究の目標である。

3 研究の流れ





#### 4 研究体制

(委員)

- ・ 榑木武 URC 理事長 (座長)
- ・ 徳野貞雄 熊本大学教授 (農村社会学・有識者)
- ・ 稲葉美由紀 九州大学准教授 (社会福祉学・有識者)
- ・ 富永一郎 JA 福岡市地域振興課長 (農業振興)
- ・ 佐々木了治郎 農林水産局農林部農業政策課長
- ・ 新徳重昭 保健福祉局高齢者・障がい者施策推進部施策推進課長
- ・ 城戸政史 西区総務部企画課長

(オブザーバー)

- ・ 伊藤祐司 総務企画局企画調整部企画課長
- ・ 高木通裕 住宅都市局都市計画部都市計画課地区計画係長
- ・ 村上洋子 住宅都市局都市計画部都市計画課土地利用係長

[研究会事務局]

- ・ URC 研究主査：山本匡毅

梶返恭彦

篠崎慎一

## 第2章 市街化調整区域の制度と土地、人の現況把握

### 1 制度から見た市街化調整区域の土地利用

#### (1) 福岡市における市街化調整区域の形成

周知の通り、都市政策において、都市計画区域が設定されている場合には、原則として区域区分が指定されている。福岡市の場合、都市計画区域は福岡広域都市計画圏に含まれており、その面積は33,950haに上る。そのうち市街化区域が16,076ha、市街化調整区域が17,874haとなっている。

福岡市の市街化調整区域は、図2.1で示されているように、福岡市の周辺部にあることが分かる。これらの地域は、古くからの福岡市ではなく、昭和30年代以降の市町村合併によって福岡市に編入された地域がほとんどである。例えば図2.2によれば、西区北崎地区（旧北崎村）、元岡地区（元岡村）は1961年、志賀島（旧志賀町）は1971年、早良区南部（入部、脇山などの旧早良町）は1975年の編入である。これらのことを考えると、市街化調整区域の多くの部分は、福岡市域として比較的新しい地域であると考えることができる。

福岡市を含む福岡広域都市計画圏における線引きは、新都市計画法の成立に伴い、1970年に始まった。線引き後は、6年から7年ごとに線引きの見直しを行ってきた。市町村合併や都市化の進展などによって都市計画区域の拡大も進んだ。

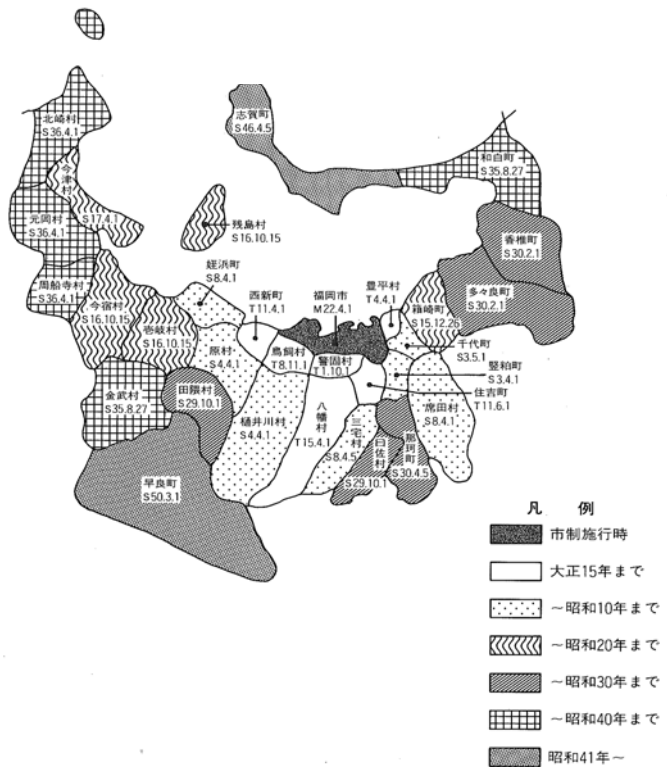
福岡市における都市計画区域の拡大、市街化区域及び市街化調整区域の変化は図2.3から読み取ることができる。特に1975年には市町村合併と都市計画区域の変更により<sup>1)</sup>、都市計画区域が拡大するとともに、1977年には白地地域の線引きにより、市街化調整区域が急増して

図 2.1 福岡広域都市計画圏



出典：福岡市 web ページ

図 2.2 福岡市の市域拡大の変遷

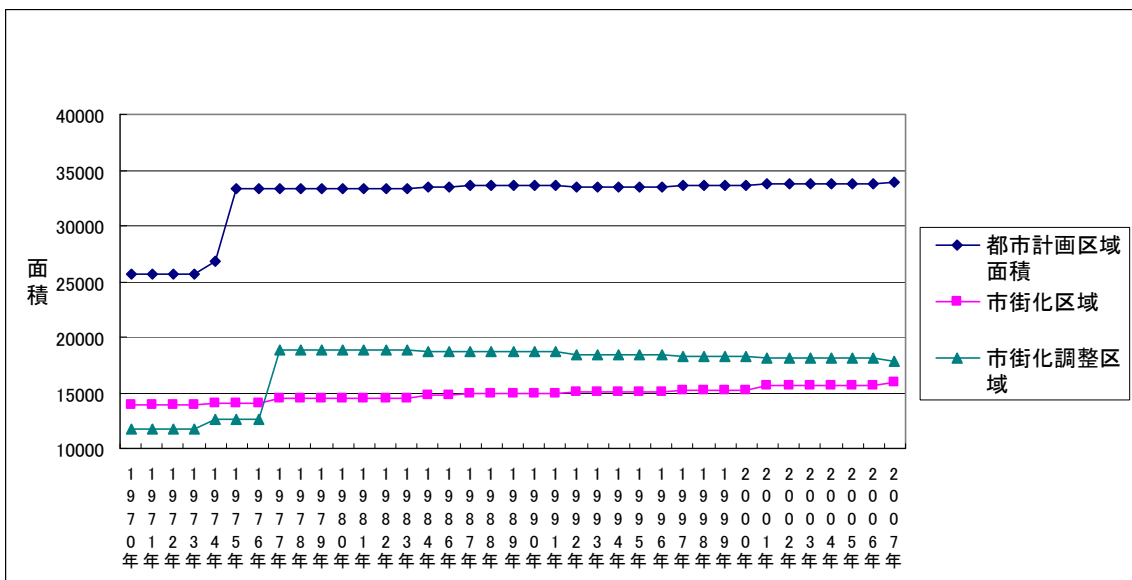


出典：福岡市（1990）『福岡市史』第十巻昭和編続編（二）、p.8.

いる。この2年間は、都市計画区域の指定と線引きの間のタイムラグによって発生したものである。

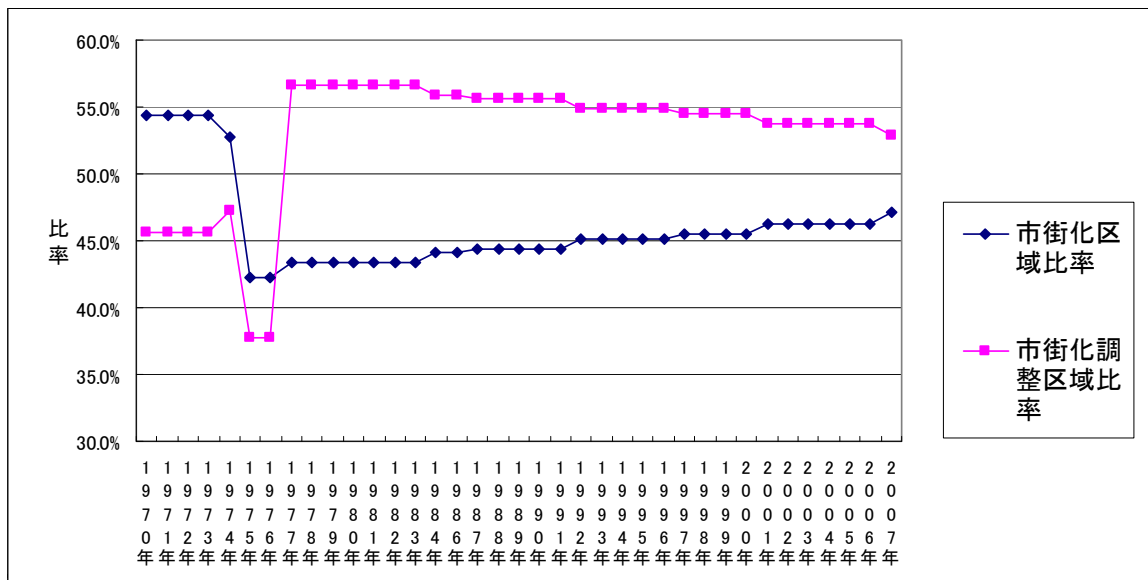
図 2.3 と図 2.4 から明らかなように、福岡市における市街化調整区域の面積割合は減少傾向にある。福岡市の場合、基本的に非開発地域の都市化に向けた都市政策を取ってきたということが読み取れる。

図 2.3 福岡市の都市計画区域面積の変化



出典：『福岡市統計書』各年度版をもとに作成

図 2.4 福岡市の市街化区域と市街化調整区域の構成比



出典：『福岡市統計表』各年度版をもとに作成

## (2) 市街化調整区域の制度制定プロセス

本節では、市街化調整区域という本報告書の基盤となる都市計画制度の枠組みについて、歴史的プロセスの観点から考察する。

日本の都市計画は、加藤・竹内（2004）によれば、前提として行政区域の内部に都市部と田園・林野部を持っていると考える。例えば福岡市で考えると、中心（都市）部である中央区や博多区を核として、周辺には西区、早良区、東区などの田園地帯を有している。まさに福岡市は、都市計画制度が前提とする形を有しているといえる。

都市計画は、実際には都市計画区域を定めることによって、初めて実効性を持つ。都市計画区域は、1968年都市計画法が施行されてから今日まで、都市政策の有効な手段として用いられてきた。この指定範囲は、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中を充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定すると位置づけられている。（加藤・竹内（2004））実際に現行の都市計画法は、「都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする」と定めている。（第5条）

福岡市の場合、福岡県が定める福岡広域都市計画圏に含まれており、当該区域には福岡市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、筑紫野市、大野城市、春日市、志免町、太宰府市、糟屋町、那珂川町、福岡町、宗像市、前原市、志摩町が入っている。したがって、福岡市において市街化調整区域を考える際には、福岡市という自治体の枠組みからみた都市計画の視点と福岡広域都市計画圏という広域行政の観点の二つが必要となる。

さて1968年都市計画法の制定によって都市計画区域の指定が必要となった。その結果、市街化区域と市街化調整区域という二つの都市計画区域区分が成立した。市街化区域とは、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」（都市計画法第7条第2項）、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」（都市計画法第7条第3項）と定められている。市街化調整区域は、市街化区域に比べるとやや大雑把な定義であるが、都市計画区域のうち、開発を抑えるエリアについてはこの区域区分を採用すると解釈すれば理解できる。

現在では、区域区分は市街化区域と市街化調整区域の二つであるが、当初、線引きを検討していた宅地制度審議会での審議では、別の政策枠組みが考えられていた。当初、宅地制度審議会では考えられていた地域区分は、表2.1のようなものであった。

小嶋（2007）によれば、宅地制度審議会は区域区分を設定するに当たって、紆余曲折したという。まず宅地制度審議会の1964年の第5次答申では、市街化区域・市街化調整区域の2区分案を提示した。しかし1966年には宅地制度審議会の5区分案を提示する。さらに1967年の第6次答申では4区分案を提示した。1967年6月に国会へ上程された法案では当初の2区分案に戻った。

表 2.1 宅地制度審議会第 6 次答申（1967）と 1968 年都市計画法の比較

宅地審議会第6次答申		地域の概念		1968年都市計画法	
地域名	規制内容			区域名	規制内容
既成市街地	個別開発行為も認める	これと接続しつつあり、10年以内に同様になる見込み		市街化区域	個別建築行為も認める
市街化地域	計画的かつ一定規模以上の開発のみ認める	将来一定期間に市街化の可能性あり	優先的かつ積極的に市街化を図るべき地域		
市街化調整地域	当面原則的に開発禁止		当面、市街化を抑えるべき地域	市街化調整区域	計画的な一定規模以上の開発は認めることがある
保存地域	開発禁止 土地売買制限	種々の条件から、市街化をさせるべきでない地域			

出典：石田頼房（1990）『都市農業と土地利用計画』日本経済評論社、p.127.

都市計画サイドは、第 6 次答申において既成市街地では包括的な農地転用の許可を与え、開発許可規制を行わないという考えであった。市街化地域は、一定規模以上のみに開発を認めることにより、計画的に市街化を図るエリアである。市街化区域は、既成市街地と市街化地域を一本化したもので、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、現行の市街化区域とほぼ同じ定義となった。（小嶋（2007））

他方で「市街化調整区域」も市街化調整区域と保全地域も一本化された。その結果、市街化調整区域は、保全地域として存続させると将来的に保全地域の土地の買い取りや保存地域に対して相応の措置が必要と考えられた。このように統合された背景には、都市基盤整備もままならない状態では、財政的に買い取り請求に応えることは困難であり、一般的な保存地域の制度化を図ることは出来なかったことが挙げられる。（小嶋（2007））

このような二区分になったことで、線引きした際に市街化区域か、市街化調整区域かという選択が重要な問題となった。この点について石田（1990）は、宅地審議会答申で本来ならば「一定の期間内に市街化する可能性のある都市地域」という一つの地域概念であったエリアが、「優先的かつ積極的に市街化すべき地域」と「当面できる限り市街化を抑制すべき地域」に分けられたと指摘している。優先的かつ積極的に市街化すべき地域は、その性格から既成市街地と一体化され、現行の市街化区域に組み込まれた。当面できる限り市街化を抑制すべき地域は、非市街化地域と同等に考えられ、現行の市街化調整区域に組み込まれている。このように本来はほぼ同じような土地利用のエリアが二つに分けられたことによって、市街化区域に指定されるか、あるいは市街化調整区域に指定されるかという線引きに対して地域住民の意識を敏感にされたといえよう。

また市街化調整区域の設定においても問題があった。石田（1990）が指摘しているように、宅地制度審議会第 6 次答申で示された市街化調整区域と保存地域は、現行の都市計画法の規定上の市街化調整区域では区別されなかった。そのため審議の過程で、保存地域とされたエリアでも他の法令による規制がない限り、都市計画における開発許可の可能性が残されている。結果として、市街化調整区域の土地は市街化区域と同様に売買が行われ、区域区分の実効性が低下することになった。

### （3）都市計画法改正による市街化調整区域への影響

周知の通り、市街化調整区域は線引きによって設定される。従来、この線引き権限を持っていたのは国であったが、2000年の都市計画法改正により、線引き権限は都道府県に委譲された。この背景には、1990年代から進んでいた地方分権改革の潮流と、都市の個性に合致したまちづくりの高まりがあったといえよう。

都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域に関する制度として2点の変更があった。一つは、大規模集客施設に係る立地規制である。市街化調整区域においては、「市街化調整区域における周辺居住者のための施設及び開発区域周辺における市街化区域内において行うことが困難、又は著しく不相当と認められるものに限り（開発が）許可可能となる」（改正法第34条第1号、第14号）（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課／都市計画課監修（2006））とした。すなわち従来は立地が比較的緩やかであった大型小売店舗の立地について、条例ではなく、法律で規制を行うことになった。

二つ目は、開発許可制度の見直しである。主な変更点は、市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止し、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象としたことである。それまでは公共公益施設は市街化調整区域への立地を認めてきたため、公共公益施設のスプロール化が進んだ。その結果、中心市街地にあった中枢機能が空洞化し、それゆえ経済・産業機能も停滞している。

以上のように都市計画法の市街化調整区域は、制度上、規制が強化された。

## 2 データから見た市街化調整区域の土地と人

### (1) 市街化調整区域に関するデータの整理

福岡市全域の航空写真を、写真 2.1 に示す。この写真から、福岡市の周辺部は山地や丘陵地に覆われ、また田畑である農地も周辺部に散在している状況がわかる。まさしく、これらの多くが市街化調整区域に含まれている。また一方、市街化区域に目を向けると、いくつかの小河川が博多湾へ注ぎ込んでおり、公園緑地等の緑が点在する状況を確認できる。

写真 2.1 福岡市域及び市街化区域（航空写真）



#### 1) 福岡市の市街化調整区域の土地利用特性

まずは、既存データを用いて、福岡市の市街化調整区域の土地利用の特徴を整理する。

表 2.2 は、福岡市の「市街化区域」及び「市街化調整区域」の面積割合等をまとめたものである。これによると、福岡市全体で見ると市域の 53.1%が、「市街化調整区域」である。また、中央区は唯一全域が市街化区域であるが、他の 6 区では、多少なりとも市街化調整区域が存在している。特に、早良区（対区面積割合 79.7%）、西区（同 79.0%）、東区（同 33.4%）に市街化調整区域が多いことがわかる。

また、ここでは、GIS（地理情報システム：Geographic Information System）を用いて、福岡市の市街化調整区域の特徴を、町丁目単位でいろいろな視点から分析を行ってみた。GIS とは、位置や空間に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術であり、行政、産業活動、国民生活の幅広い分野において、これまでの諸活動を効率化・迅速化するとともに、従来にはない新しい質の高い様々なサービスを産み出し得る技術とされる。コンピュータ上で地図など位置を持ったデータを見ることができるようなのはもちろん、必要に応じてデ

表 2.2 福岡市の市街化区域、市街化調整区域

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
市街化区域面積(ha)	4,670.5	2,529.5	1,563.9	2,608.9	1,267.6	1,999.4	1,819.0	16,458.8
対区面積割合(%)	66.5	78.2	100.0	82.6	77.1	20.3	21.3	47.0
対市域割合(%)	13.3	7.2	4.5	7.5	3.6	5.7	5.2	47.0
調整区域面積(ha)	2,341.0	706.1	0.0	548.8	376.4	7,832.8	6,843.5	18,648.6
対区面積割合(%)	33.4	21.8	0.0	17.4	22.9	79.7	80.1	53.3
対市域割合(%)	6.7	2.0	0.0	1.6	1.1	22.4	19.6	53.3
計	7,019.2	3,235.6	1,563.9	3,157.7	1,643.9	9,832.2	8,541.6	34,994.1

出典：平成17年国勢調査、(株)パスコ Market Planner

※同一の町丁目内で「市街化区域」と「市街化調整区域」が分けられている箇所があること、GISによる図形面積であること、の理由で、面積については参考程度にまとめたものである。

一タを定量的に評価することが可能である。

また、町丁目とは、例えば天神 1 丁目、2 丁目、字などの小さな地域単位のことである。

## 2) 土地利用図

図 2.5 は、福岡市の土地利用図を表示したものである。これによると、写真 1 の航空写真でも述べたように、明らかに市街化調整区域に緑地（農地、山林等）が際立って分布している状況が理解できる。これは、市街化調整区域に山地や丘陵地が多いという地形的な要因によるところが大きいですが、建築や土地利用に一定の制限を設けている市街化調整区域という線引きにより、緑空間が開発等により壊されずに残されているという状況も事実である。

## 3) 緑被率

図 2.6 は、2007（平成 19）年に、衛星写真データから解析した福岡市の緑被率<sup>2)</sup>の割合の分布を、町丁目ごとに図示したものである。この図からも市街化調整区域の多くが緑被率の高い地域であることが認められる。ただし、ここで定義された緑被率とは、作物が生育していない状況下での田畑、河川や湖沼、都市公園を、全て緑被率 100%として便宜的に補正を行った値を用いて整理したものである。そのため、土のグラウンドの広場を主体とした公園でも、そこは緑被率が 100%ということになり、必ずしも緑で覆われている箇所のみが緑被箇所としてカウントされているのではないことを断っておく。

とはいえ、航空写真、土地利用図、緑被率の各資料から、福岡市の周辺部に広く緑空間が保持されている状況は、明らかである。特に、赤線あるいは青線で囲まれた区域以外は、大半が「市街化調整区域」であり、その区域の多くに緑空間が残存している。前述したように、このように緑空間が保持されている理由の一つに、「市街化調整区域」の線引きが大きく影響していると考えられ、その意味ではこの線引きを行ったおかげで、福岡市の周囲に緑が残存されている状況が続いているのである。



图 2.5 土地利用图

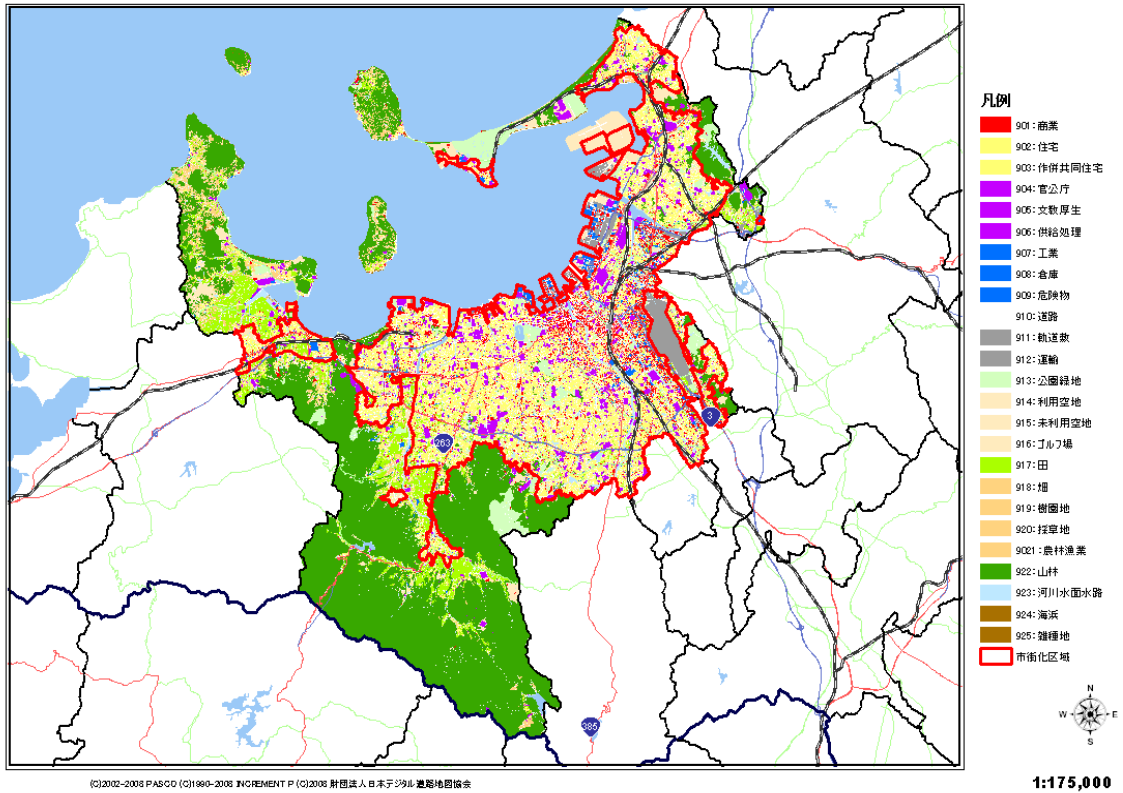
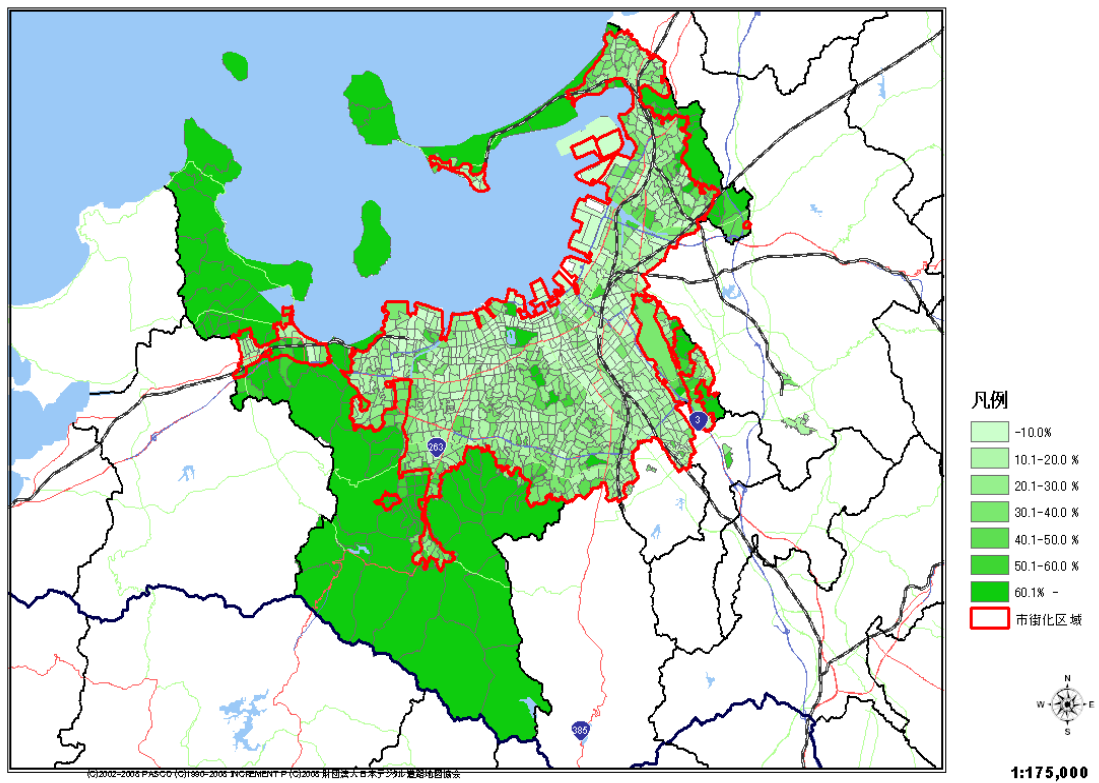


图 2.6 緑被率



出典：IKONOS 衛星画像による緑被率（福岡市住宅都市局緑化推進課提供）

(2) 市街化調整区域に関するデータから見えてくること

1) 市街化調整区域に暮らす人の特性

次に、最新の国勢調査データ（2005（平成 17）年）より、福岡市の市街化調整区域内の各町丁目の人口、高齢化率、世帯数、農業人口率等の人に関する特徴を整理する。この種の統計データでは、通常、7行政区別、小学校区別等の広い区域区分でまとめられることが多いが、今回は地域で暮らす一つの共同体（自治組織）という、より小地域に踏み込んでそれらの特徴をおさえたいということで、町丁目毎に整理することにした。32 ページに、それらをまとめた表を示した（表 2.6）。2005（平成 17）年時点、福岡市では全域で 1,115 町丁目あるが、そのうち市街化調整区域を含む町丁目は、およそ 170 町丁目ある。また、同一の町丁目内で「市街化区域」と「市街化調整区域」が分けられている箇所もあり、今回は区域の多くが「市街化調整区域」に位置する町丁目（132 地区）を抽出し、分析を行った。

この表によると、老人ホームやケアハウス等の高齢者福祉施設が位置している町丁目も多いことがわかる。また、高齢化率の高い町丁目あるいは低い町丁目、高齢者と一緒に居住している世帯が多い町丁目あるいは少ない町丁目、多世代で居住している世帯が多い町丁目あるいは少ない町丁目等、町丁目間で相違があり、それぞれ特徴のある町丁目（地区）が見受けられる。

次に、特色のある属性ごとに、上位の町丁目の一覧を整理してみる。

①農業人口率

表 2.3 は、農業人口率の高い順に並べたものである。これによると、上位 20 位の全て市街化調整区域の町丁目であり、当然ではあるが農業従事者は市街化調整区域に集中していることがわかる。また、町丁目別の農業人口率の分布をみたものが図 2.7 であるが、土地利用の現状から当然とも言えるが、明らかに市街化調整区域内の町丁目が高いことが認められる。特に農業を営んでいる世帯では、昔から家族で生活を支えている状況が継続されており、後述するように 3 世代世帯の割合も高くなっているものと推測される。

表 2.3 農業人口率

順位	区	町丁目	割合(%)
1	西区	大字草場	58.5
2	西区	大字小田	39.9
3	西区	大字元岡	36.2
4	早良区	早良3丁目	32.0
5	東区	大字勝馬	31.0
6	西区	大字西浦	27.6
7	東区	蒲田3丁目	25.0
8	西区	大字宇田川原	24.1
9	早良区	東入部7丁目	23.8
10	西区	大字桑原	21.6
11	西区	太郎丸2丁目	21.5
12	早良区	西入部2丁目	18.8
13	早良区	大字西油山	17.4
14	早良区	大字板屋	16.7
15	早良区	四箇3丁目	16.7
16	早良区	大字椎原	16.4
17	西区	橋本1丁目	16.0
18	早良区	西入部4丁目	15.9
19	西区	大字金武	15.7
20	西区	大字太郎丸	15.5

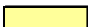
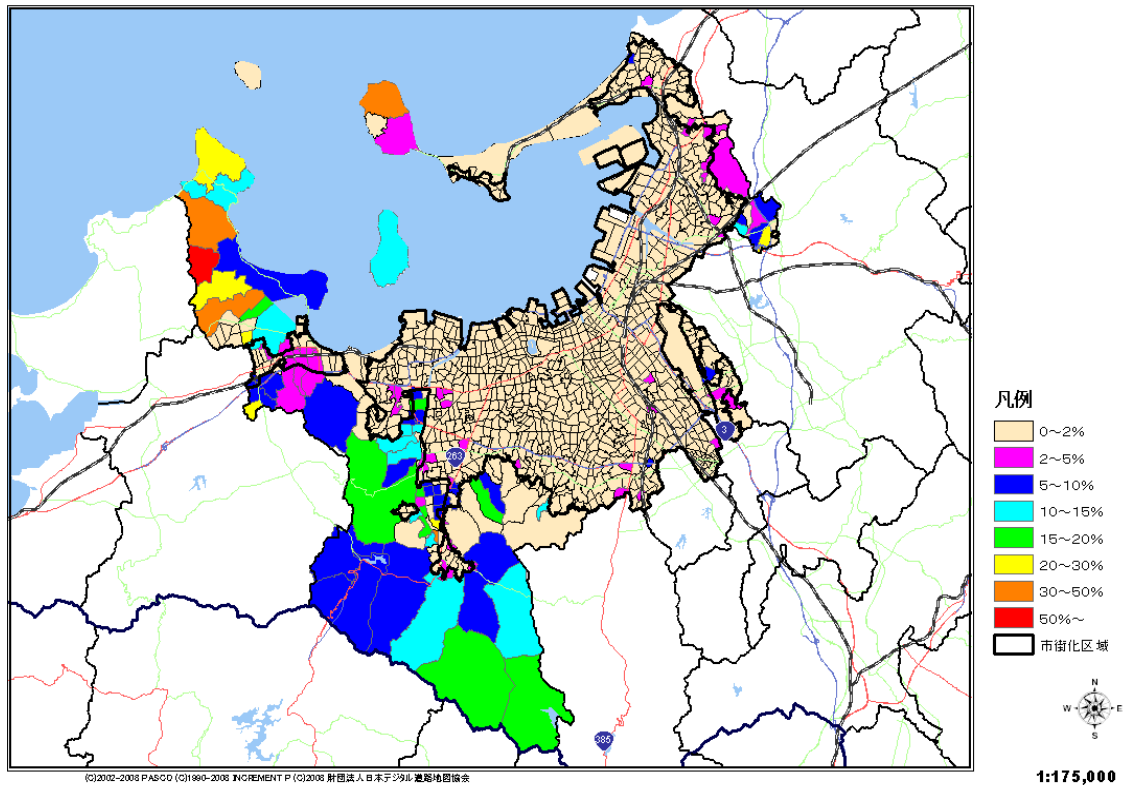
 市街化調整区域

図 2.7 農業人口率



② 3 世代世帯率

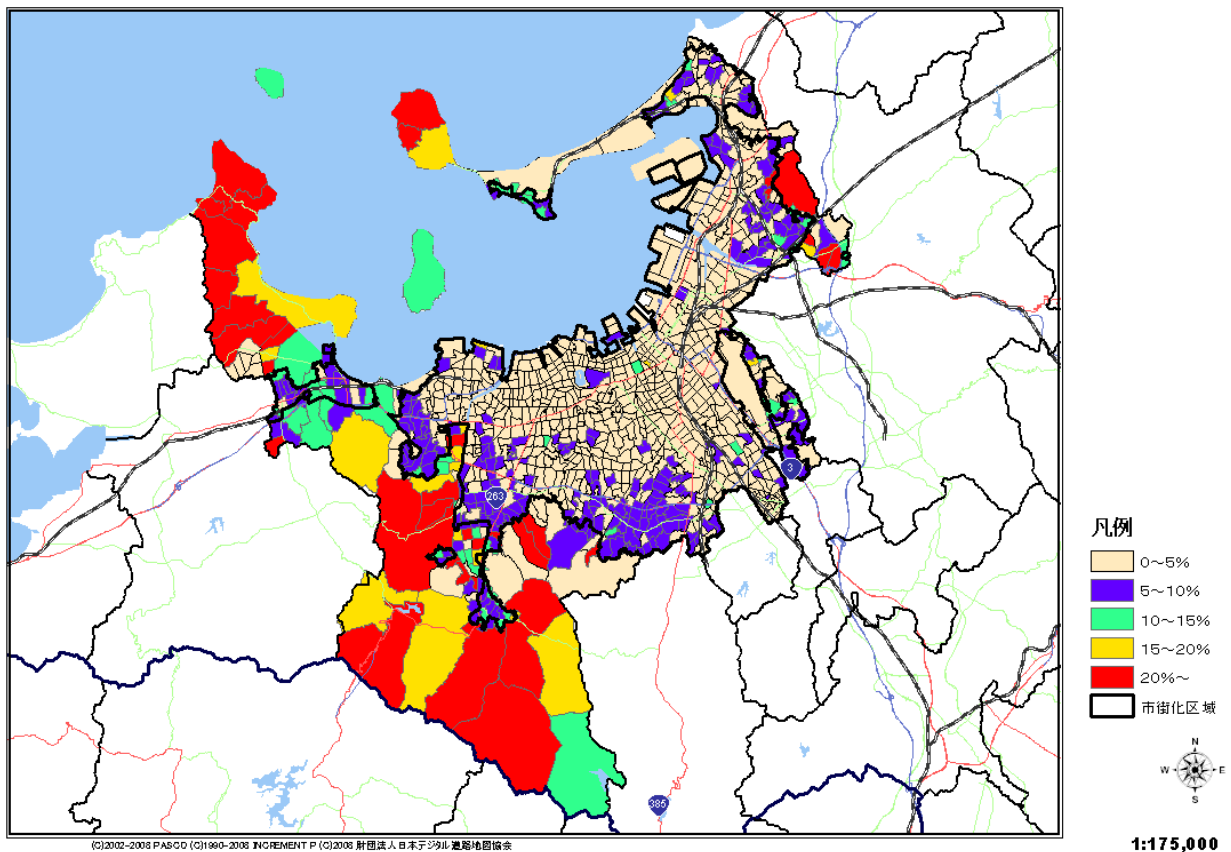
表 2.4 は、同様に、3 世代世帯率の高い順に並べたものである。市街化調整区域では、多世代世帯が多いことが特徴である。また、図 2.8 に町丁目別の 3 世代世帯率を示した。これによると、明らかに市街化調整区域で割合が高いこと、また、市街化区域でも市街化調整区域との境界近辺に多少割合の高い町丁目があることがわかる。

表 2.4 3 世代世帯率

順位	区	町丁目	割合(%)
1	西区	大字草場	67.7
2	西区	大字宇田川原	45.0
3	西区	大字桑原	44.0
4	早良区	早良3丁目	41.7
5	西区	大字元岡	40.4
6	西区	大字小田	40.0
7	早良区	東入部3丁目	38.5
8	西区	大字西浦	38.1
9	早良区	大字曲淵	36.7
10	南区	柏原7丁目	35.0
11	早良区	西入部5丁目	34.3
12	東区	大字香椎	31.3
13	東区	大字弘	30.3
14	東区	蒲田3丁目	28.9
15	西区	太郎丸2丁目	28.8
16	東区	大字勝馬	28.0
17	西区	大字金武	27.6
18	早良区	重留5丁目	27.6
19	早良区	大字西油山	25.9
20	早良区	大字野芥	25.0

市街化調整区域

図 2.8 3 世代世帯率



### ③高齡化率

同様に、高齡化率の高い順に並べたものが、表 2.5 である。これによると、確かに上位は市街化調整区域の町丁目が集中しているが、上位 20 位のほぼ半数は、市街化区域の町丁目であり、必ずしも高齡化率が高い地区は、市街化調整区域に限ったことではない。また、図 2.9 に、町丁目別の高齡化率を示した。これによると、市街化調整区域では、面積の広大な町丁目が多く、高齡化率も高い町丁目が目に付くが、市街化区域でも、黄色やオレンジ色の地区も、かなりあることがわかり、高齡化率の高い町丁目も多く、一概に市街化調整区域で高齡化が進んでいるとは言いきれない。市街化区域でも高齡化率の高い地区が存在していることがわかる。最近では、都市部の昭和 30～40 年代（1955～1974 年）に造成された規模の大きい団地を中心に、高齡化が進んでいる町丁目も増加している。なお、表 2.5 の高齡化率上位の町丁目の多くは、当該町丁目内に老人ホームやケアハウス等の高齡者福祉施設が立地しており、高齡化率が極めて高い数値を呈している要因ともなっている。

## 2) 市街化調整区域の住居環境等の特性

### ①住宅形態（戸建て住宅率・集合住宅率）

住居形態の違いから特徴を見たのが、図 2.10 の戸建て住宅率の分布である。この戸建て住宅率の分布をみると、市街化調整区域では、大規模な集合住宅の建設が制限されているため、多くが戸建て住宅となっている。また、この図からは、市街化区域でも部分的に戸建て住宅率が高い町丁目もあり、特に東区、城南区、早良区において、市街化調整区域と

の境界周辺部に戸建て率の非常に高い町丁目がみられる。マクロ的に概観すると、都心部からほぼ放射線状に戸建て住宅率の高い町丁目が広がっていることがわかる。

表 2.5 高齢化率

順位	区	町丁目	割合(%)
1	南区	大字柏原	97.9
2	博多区	大字下月隈	92.5
3	東区	蒲田5丁目	80.6
4	南区	大字檜原	76.8
5	博多区	住吉1丁目	72.1
6	城南区	大字東油山	71.3
7	博多区	中洲3丁目	63.6
8	博多区	金の隈3丁目	57.8
9	東区	名子1丁目	54.0
10	東区	雁の巣1丁目	52.8
11	早良区	早良1丁目	46.8
12	南区	大橋団地	46.5
13	早良区	四箇5丁目	42.6
14	東区	大岳4丁目	41.7
15	東区	青葉6丁目	39.5
16	西区	今津	39.3
17	博多区	中洲1丁目	38.1
18	西区	野方7丁目	38.1
19	博多区	東月隈5丁目	37.5
20	西区	豊浜2丁目	36.3


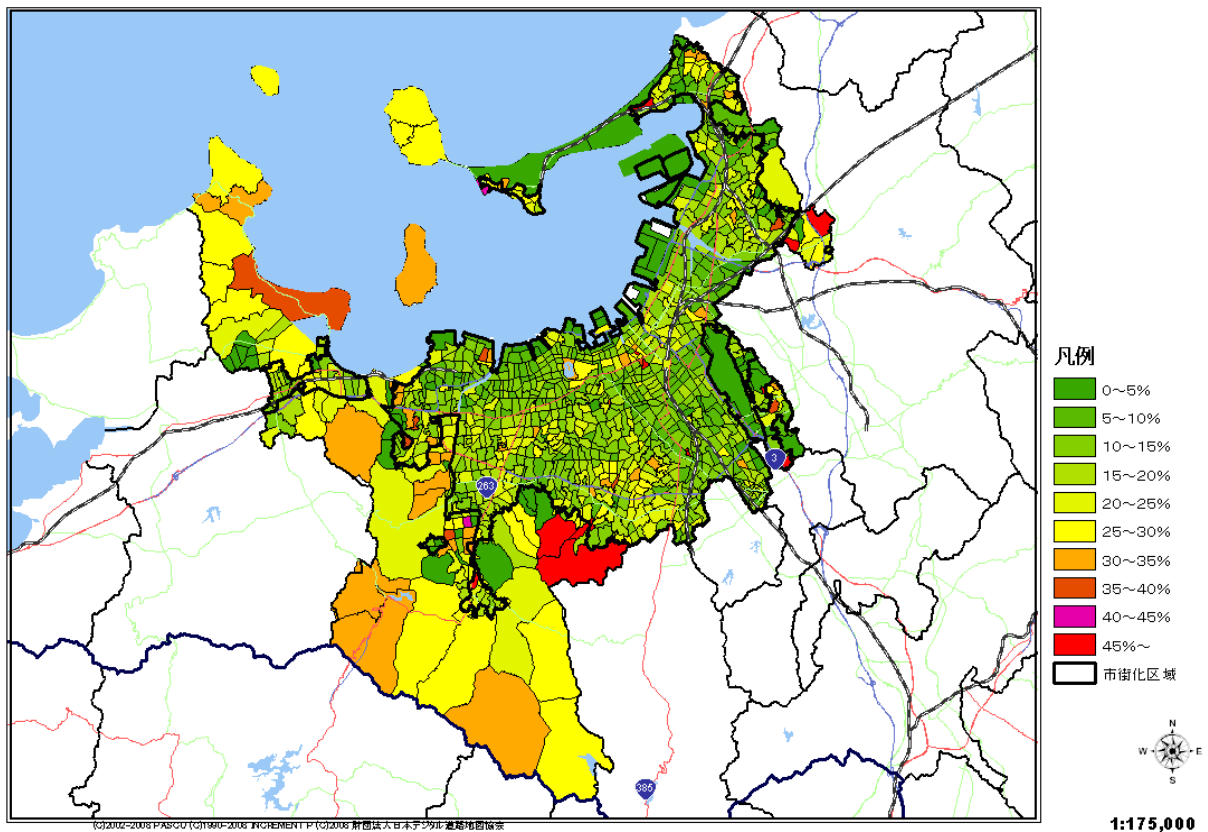
 市街化調整区域

図 2.9 高齢化率



同様に、図 2.11 は、集合住宅率の分布である。前述したように、市街化調整区域では、大規模な集合住宅の建設が制限されているため、市街化調整区域には集合住宅率の低さが際立っている。

図 2.10 戸建て住宅率

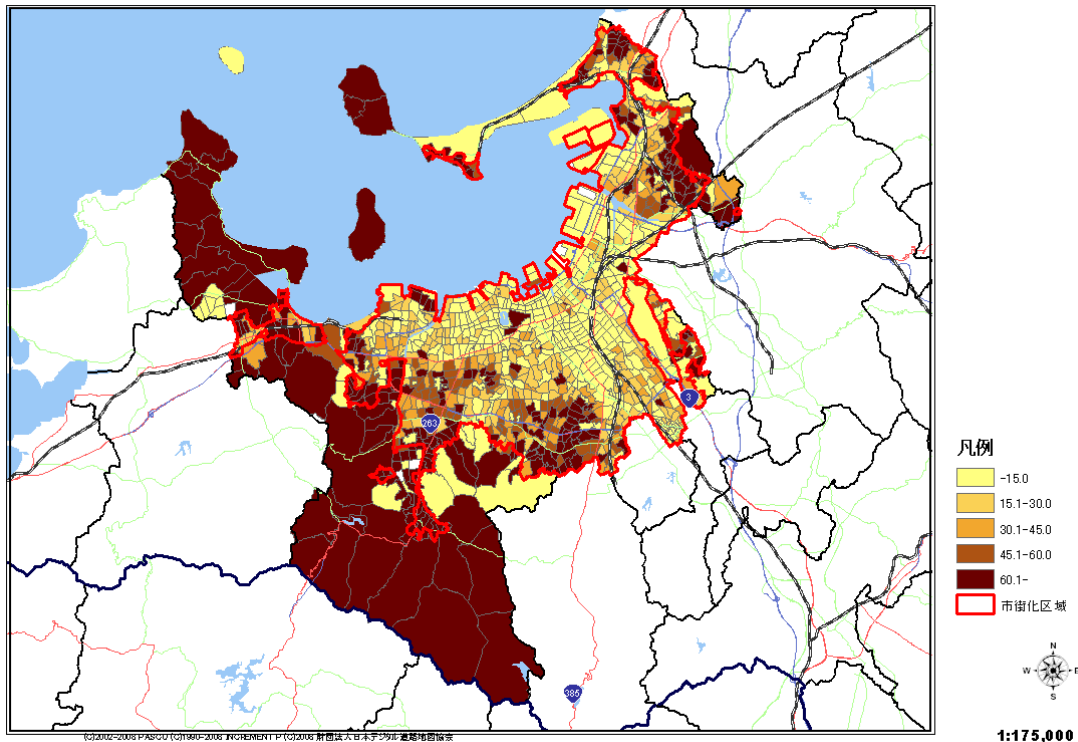
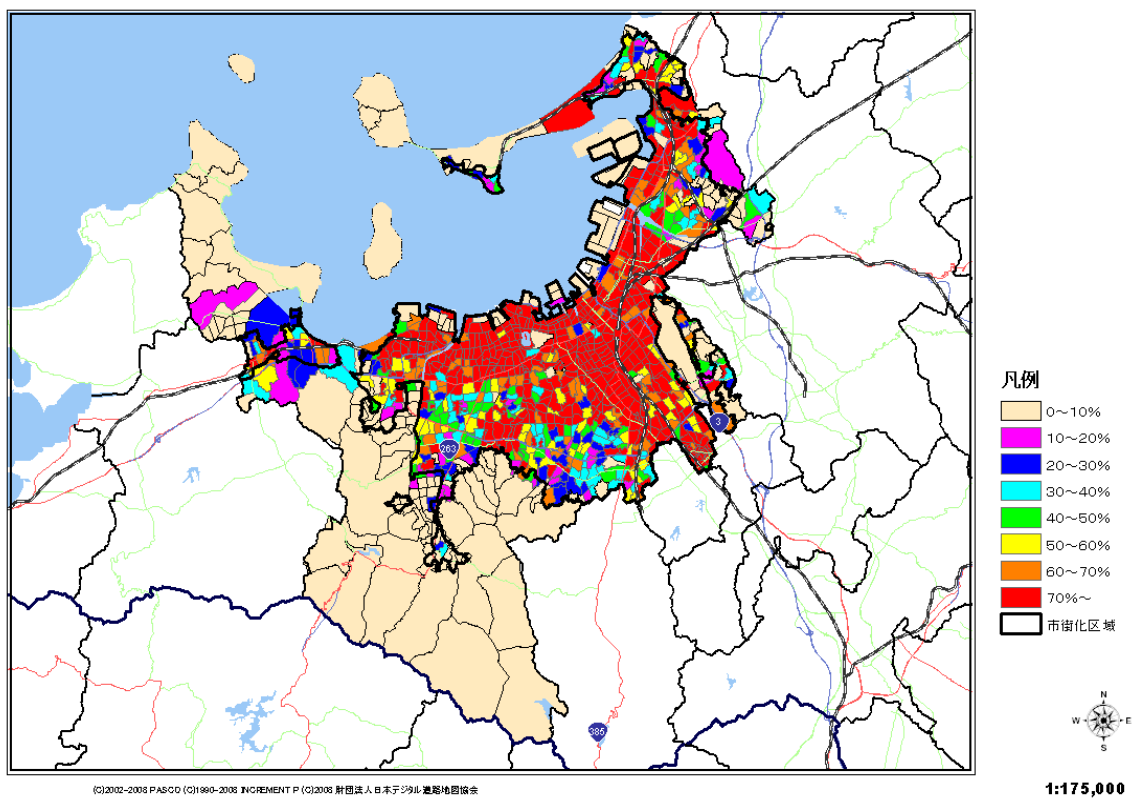


図 2.11 集合住宅率



## ②標高差

図 2.12 は、町丁目ごとに、町丁目の中で標高の最も高いところと最も低いところの差を、色分けして示したものである。これによると、市の周辺部に地形的にみても山地や丘陵地が広がっているのが、当然ではあるが、市街化調整区域の多くの町丁目では標高差がかなりある状況がわかる。

## ③高速道路インターチェンジ

図 2.13 は、高速道路のインターチェンジの位置及び、その中心から半径 1 k m 圏を示したものである。これによると、市内の東西、南北及び南部への広がりが確認できるが、ほとんどが市街化区域に集中しており、市街化調整区域が市街化区域と比べて利便性が劣る状況がわかる。

## ④バス停

図 2.14 は、バス停の位置及び、各バス停を中心に半径 300m 圏を示したものである。これによると、東区から西区まで概ねぎっしりと埋まっていることがわかるが、まさしく市街化調整区域の多くで、バス停がごくわずかの町丁目が見受けられる。

## ⑤鉄道駅

図 2.15 は、地下鉄、JR 線、民間鉄道の駅の位置及び、各駅を中心に半径 1 k m 圏を示したものである。これによると、市内の東西、南北及び南西部への広がりが確認できるが、やはり市街化調整区域の多くでは、鉄道駅が立地していない。前述した、高速道インターチェンジ、バス停と同様、施設がないし、また近くにもないということで、市街化区域と比べて市街化調整区域が利便性に劣る状況が明らかに認められる。

## ⑥公共交通機関による到達時間圏

図 2.16 は、福岡都心部天神からバスや鉄道などの公共交通機関を使った時間到達範囲を示したものである。都心部天神からどのくらいの時間で行けるかということを示したものであるが、これによると、福岡市内のほとんどが 60 分圏内に入っており、外環状線内側あたりまでがほぼ 40 分圏内で行けることがわかる。外環状線については、まだ全線開通していないため、明らかな差を確認することは難しいものの、市街化調整区域の地区でも、60 分圏内に入っているところもある。また特に早良区や西区の市街化調整区域の多くは、60 分を越える状況であり、ここでも市街化区域と比べて市街化調整区域が利便性では劣る状況がわかる。

図 2.12 標高差

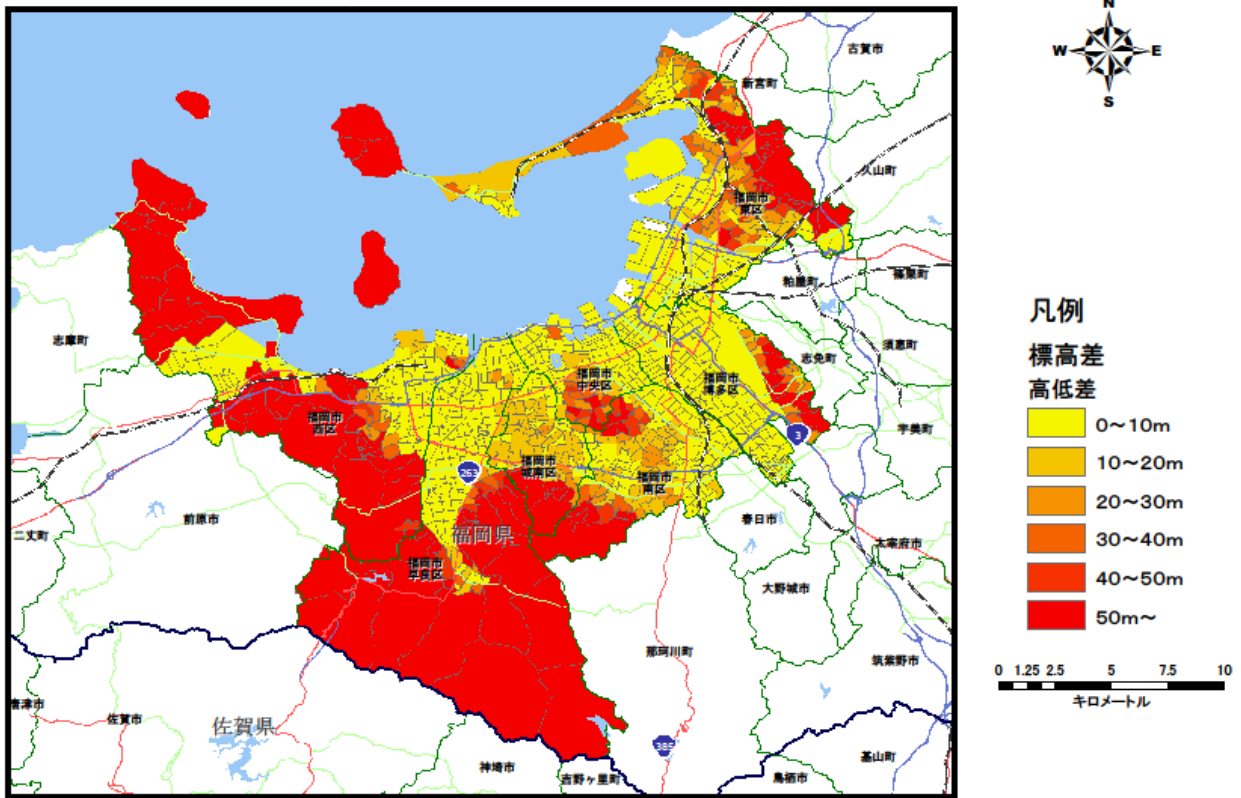


図 2.13 高速道路インターチェンジ

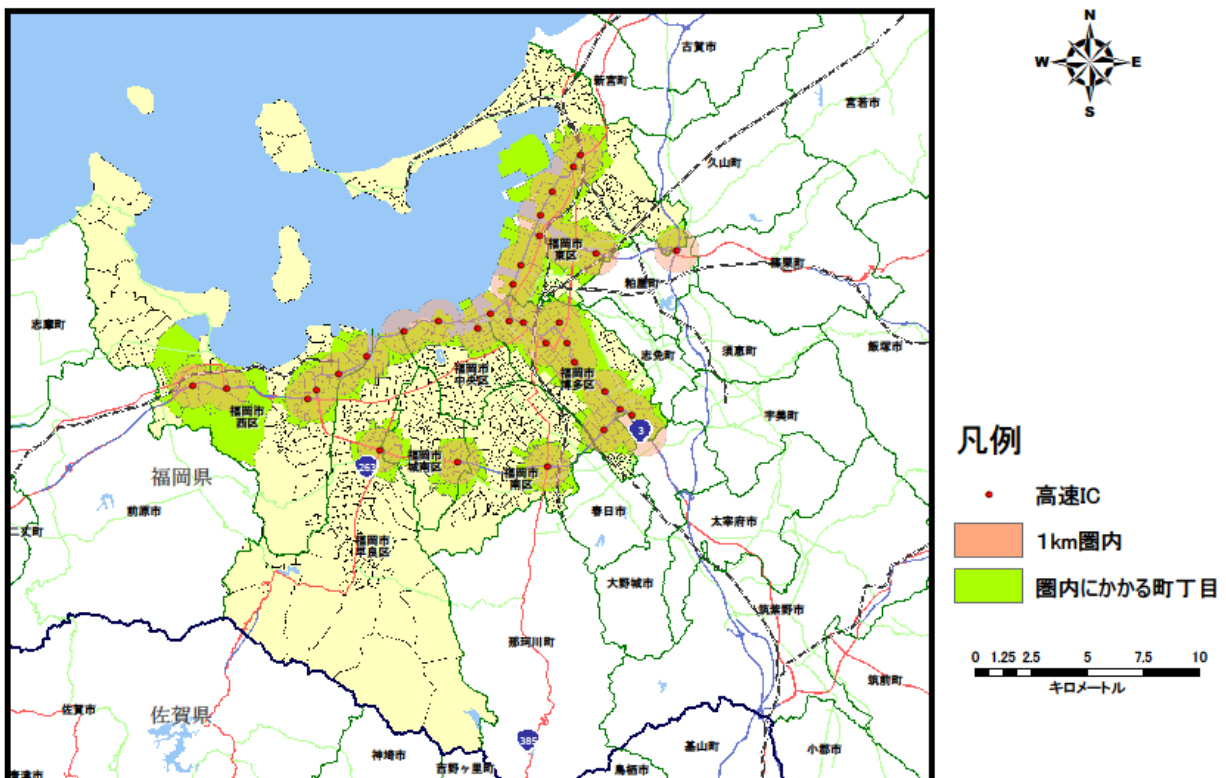




図 2.14 バス停

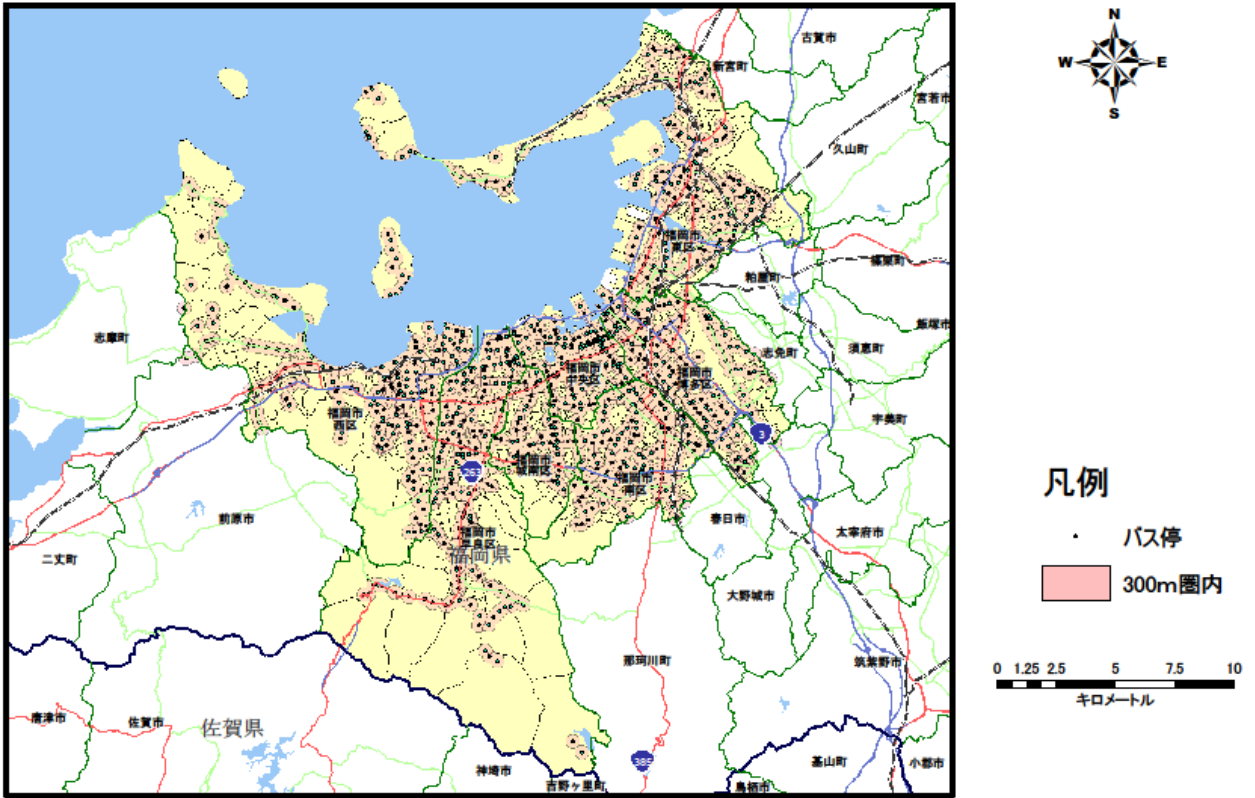


図 2.15 鉄道駅

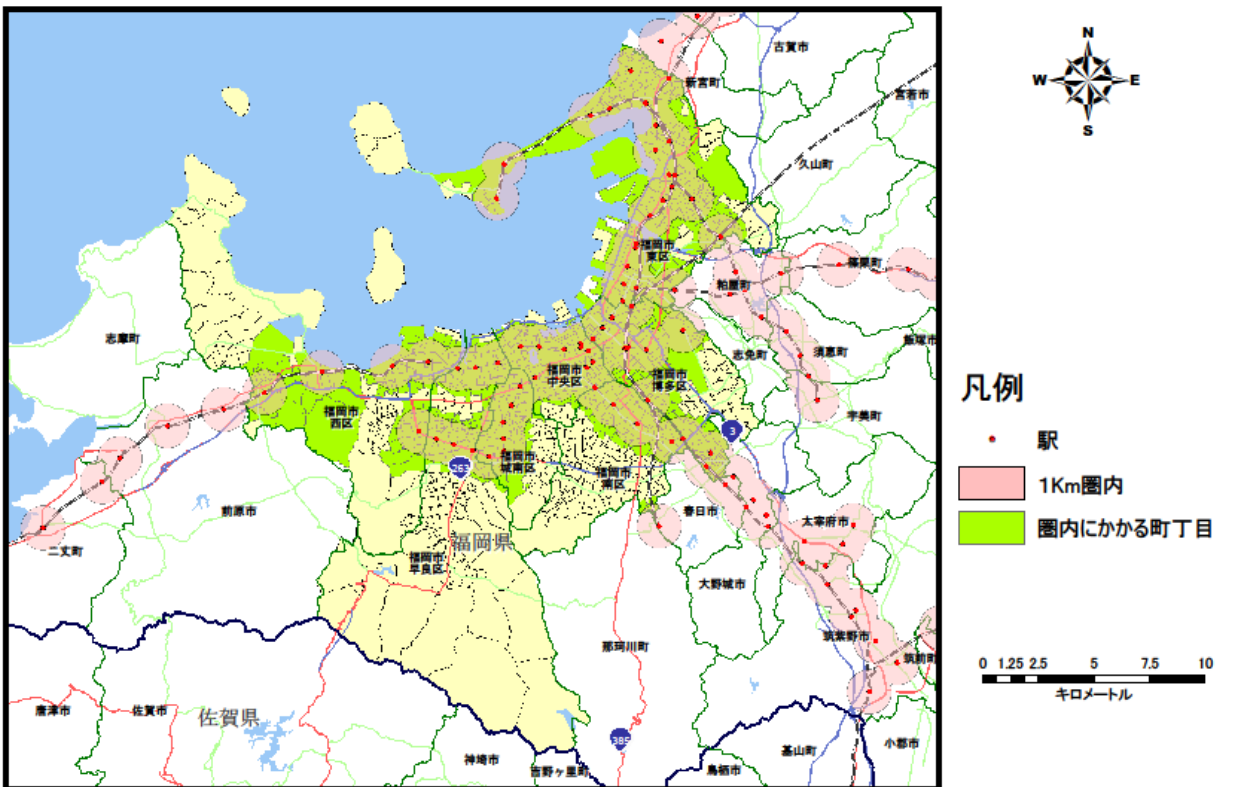
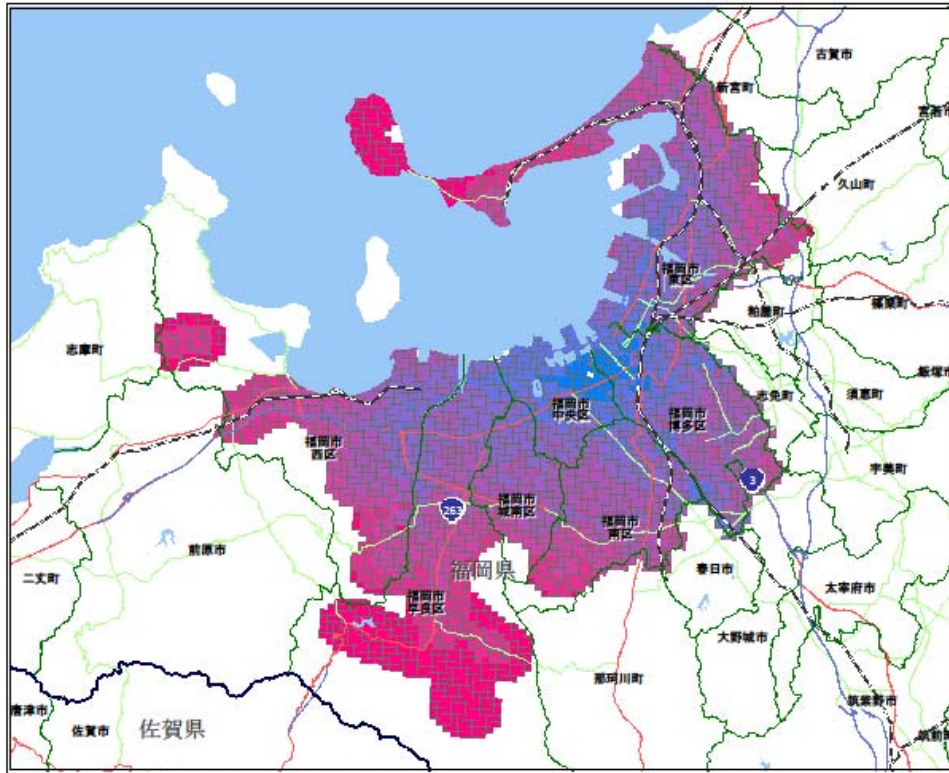


図 2.16 公共交通機関を利用した場合の到達時間圏（天神から）

2008/1/22

天神からの公共交通利用圏



凡例

天神からの公共交通利用圏

M330231

- 10分圏内
- 20分圏内
- 30分圏内
- 40分圏内
- 50分圏内
- 60分圏内
- 60分より大

アクセス時間	人口	世帯数
10分圏内	52,191	27,870
20分圏内	225,224	124,031
30分圏内	472,528	215,681
40分圏内	407,997	167,843
50分圏内	147,618	53,068
60分圏内	28,173	9,265
60分より大	7,487	2,153

1:179,603

0 1.5 3 6 km

### (3) 福岡市の市街化調整区域の特徴とその課題、問題点等

#### 1) 農地、山林等の緑環境の変容、人の生活状況からの考察

##### ①航空写真の推移からみた緑環境の変容

西区の数地区について、新旧の航空写真から比較した山地や農地等の変容ぶりを紹介する。ちょうど、30年間のときの変化である。撮影された季節が異なるため、多少みにくいだが、それでも山地や農地等の緑環境については、確認できる。

写真 2.2 は、福岡市西区橋本周辺について比較をしたものである。この地区は、市街化区域と市街化調整区域とのちょうど境界近辺であり、大きく周辺農地が際立って減少している状況が鮮明に認められる。道路や大規模団地等の造成・整備により、全く周辺の状況が変容しているのがわかる。また、道路や住環境が整備される中で、都市公園整備による緑環境が増加している状況も確認できる。

写真 2.3 は、福岡市西区大字草場周辺を比較したものである。この地区は、市街化調整区域であり、山地や農地の大きな変容は認められないが、部分的に産業廃棄物処理場の造成・整備等により、地形の変容が確認される。

写真 2.4 は、福岡市西区大字元岡周辺を比較したものである。この地区は、市街化調整区域であるが、最近、九州大学の新キャンパスの造成・整備が進行中であり、部分的に市街化区域に変更されつつあるところであり、以前の山地が大規模に造成されている状況がわかる。一方で、周辺の農地については、それほど大きな変容は認められない。

##### ②人の生活状況からみた市街化調整区域

福岡市の市街化調整区域に居住する人の特徴としては、前述したように農業人口率が高いことが挙げられる。当然、市街化調整区域には農地が多いため、それら農地を維持している農業従事者も多い。また、少子高齢化の大波が市街化調整区域の地区にも押し寄せてきており、後継者問題にも直面している。しかし、これらの地区では、3世代等の多世代の世帯も多い状況である。この多世代世帯が多いということは、まだ後継者が期待できるということでもある。たしかに、最近の農業では、専業農家として多くの収入をあげていくには困難な状況であり、農業従事者の多くは兼業農家として、細々と農地を保持しているケースが多いと考えられる。

ところで、前述したように市街化調整区域の住居環境の特徴をみると、これらの地域は福岡市の周辺部に位置しており、もともと地形的にも山地や丘陵地が多く、標高差も高いところが多い。バス停が少なく、バスの運行回数も減少傾向のところもあり、商業施設、教育施設、医療施設等の施設数も都市部と比較するとかなり少ないため、不便が付きまとうが、前述したように、道路整備も進み、福岡都心部からの公共交通機関による到達時間圏でみると、それほど不便な状況でもないと考えられる。

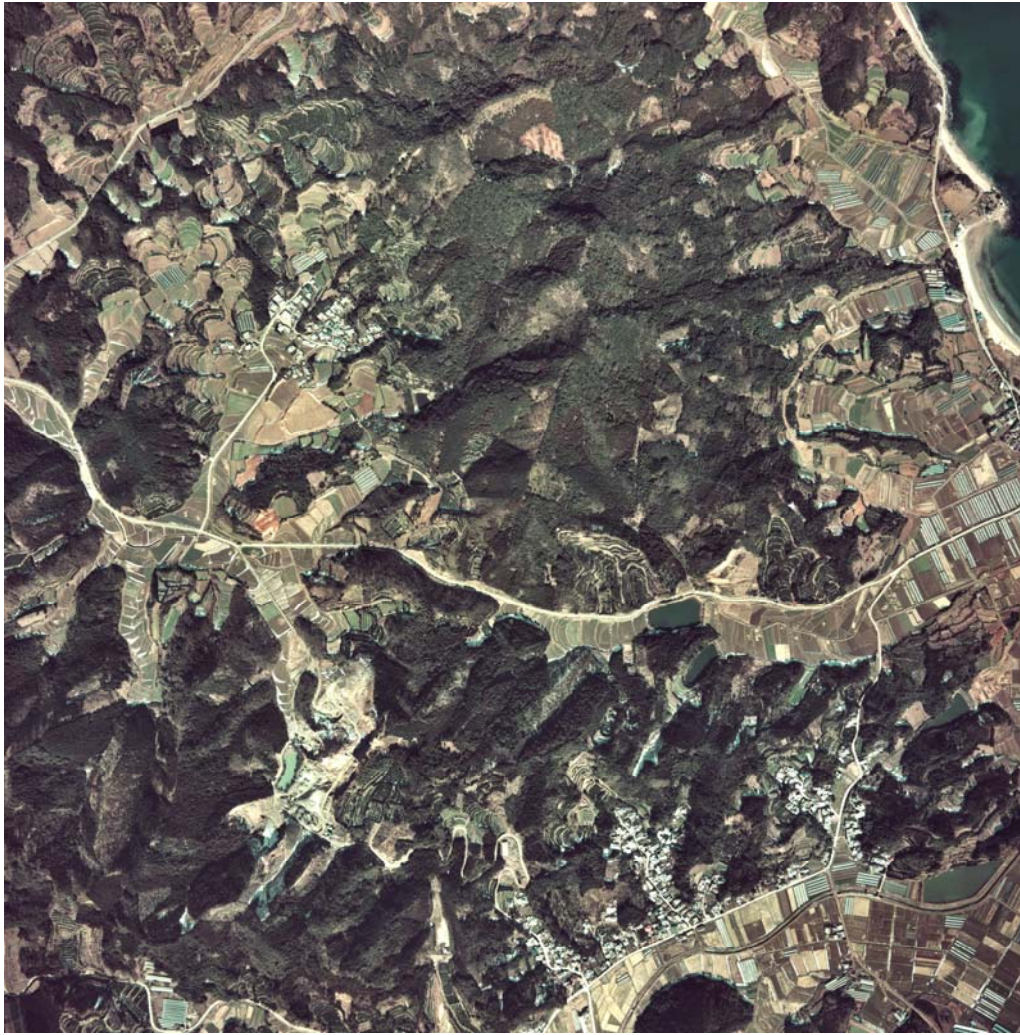
写真 2.2 福岡市西区橋本周辺（上：1975 年、下：2005 年）



出典：国土地理院



写真 2.3 福岡市西区大字草場周辺（上：1975 年、下：2005 年）



出典：国土地理院



写真 2.4 福岡市西区大字元岡周辺（上：1975 年、下：2005 年）



出典：国土地理院



## 2) 小括

### ①農地、山林等の緑環境の変容

正確な緑被率を明示した昔のデータがないため、変容ぶりを比較することが難しいが、航空写真の推移からみても、福岡市の市街化調整区域の緑環境については、それほど大きな変容は認められない。また、先の土地利用図でも、市街化調整区域に、田畑を主とする農地が残存している状況である。

前述したように、この大きな変容がない、あるいは正確な言い方をすれば、大きく変容できない仕組みは、まさしく市街化調整区域としての線引きがなされているということであろう。そういう意味では、現在の福岡市の郊外部の山地や丘陵地に緑空間が保持されているのは、一つにはこの都市計画区域の線引きのおかげであるということが言えよう。

### ②人の生活状況

市街化調整区域という線引きが設けられていることで、住宅を自由に建てるのが難しく、人口の増加も今後期待できない状況ではあるが、3世代世帯等、多世代で生活している世帯が多く、また多くが兼業農家であるが、何とか代々の農地を保持している状況である。

このように、福岡市の市街化調整区域での生活は、確かに福岡市の周辺部ではあるものの、短時間で都市部にも出かけられ、たまには都市生活を楽しむこともでき、また住環境に関しては、周囲の山地や農地による優れた緑環境に恵まれた中での生活が浮かび上がってくる。

表 2.6 福岡市の市街化調整区域の状況 (人)

区・町村名	町丁目名	面積(m <sup>2</sup> )	人口総数	男性比率	人口総数(男)	女性比率	人口総数(女)	15歳未満率	15-64歳率	高齢化率	人口密度(総数)	85歳以上率	配偶者率	未婚率	未婚(男)率	未婚(女)率	世帯数	世帯数(住宅に住む世帯)	一人世帯率	5人以上世帯率	6歳未満有世帯率	18歳未満有世帯率	高齢者有世帯率	夫婦のみ世帯率	夫婦+子世帯率	3世代世帯率	高齢者単身世帯率	高齢者夫婦世帯率	持家率	戸建て世帯率	共同住世帯率	労働力人口率	労働力人口(総数)	1次産業率	農業人口率	漁業人口率	2次産業率	3次産業率	
南区	大字柏原	4,960,440.3	195	11.3	22	88.7	173	1.0	1.0	97.9	39.3	55.4	15.9	5.6	0.0	6.4	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
博多区	大字下月隈	71,068.7	40	37.5	15	62.5	25	2.5	5.0	92.5	562.8	37.5	25.0	2.5	0.0	4.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
東区	蒲田5丁目	849,307.8	216	29.2	63	70.8	153	2.3	17.1	80.6	254.3	33.3	25.0	13.9	17.5	12.4	26	16	30.8	11.5	0.0	15.4	53.8	46.2	15.4	3.8	7.7	38.5	43.8	50.0	50.0	14.4	31	6.5	6.5	0.0	12.9	71.0	
南区	大字榎原	287,734.3	138	36.2	50	63.8	88	0.0	23.2	76.8	479.6	39.9	30.4	5.1	8.0	3.4	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
城南区	大字東油山	1,950,404.8	160	30.6	49	69.4	111	1.9	26.9	71.3	82.0	28.8	33.1	14.4	14.3	14.4	28	22	10.7	3.6	0.0	10.7	60.7	39.3	21.4	7.1	7.1	21.4	100.0	100.0	0.0	22.5	36	0.0	0.0	0.0	16.7	83.3	
東区	名子1丁目	247,480.2	250	37.2	93	62.8	157	2.4	43.6	54.0	1,010.2	23.2	40.4	21.2	23.7	19.7	52	52	11.5	13.5	1.9	11.5	65.4	23.1	34.6	19.2	9.6	7.7	90.4	96.2	0.0	35.6	89	12.4	12.4	0.0	19.1	51.7	
早良区	四箇5丁目	147,059.9	47	51.1	24	48.9	23	0.0	57.4	42.6	319.6	0.0	57.4	29.8	33.3	26.1	18	18	11.1	11.1	0.0	5.6	72.2	33.3	27.8	11.1	5.6	22.2	90.4	100.0	0.0	53.2	25	8.0	8.0	0.0	40.0	52.0	
東区	大岳4丁目	245,812.2	24	45.8	11	54.2	13	4.2	54.2	41.7	97.6	0.0	58.3	16.7	27.3	7.7	10	10	20.0	10.0	10.0	20.0	70.0	30.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0	100.0	100.0	0.0	50.0	12	0.0	0.0	0.0	0.0	91.7
西区	今津	6,432,931.8	4,056	46.3	1,878	53.7	2,178	8.6	52.1	39.3	630.5	10.0	41.8	24.4	30.1	19.4	915	879	17.9	19.0	8.1	25.6	50.6	18.8	30.9	18.0	7.3	8.3	91.1	93.5	4.4	36.9	1,498	10.4	9.6	0.7	17.4	62.3	
西区	野方7丁目	198,427.2	394	45.7	180	54.3	214	10.2	51.8	38.1	1,985.6	14.7	43.7	17.3	20.6	14.5	84	74	21.4	11.9	9.5	29.8	26.2	15.5	47.6	4.8	4.8	2.4	93.2	44.6	55.4	34.3	135	0.7	0.7	0.0	23.0	63.7	
早良区	西入部1丁目	204,791.7	92	48.9	45	51.1	47	4.3	59.8	35.9	449.2	10.9	35.9	25.0	31.1	19.1	27	27	22.2	18.5	3.7	18.5	48.1	18.5	29.6	7.4	14.8	7.4	74.1	74.1	0.0	44.6	41	4.9	4.9	0.0	14.6	65.9	
西区	戸切1丁目	197,117.6	114	57.0	65	43.0	49	5.3	57.0	34.2	578.3	3.5	50.9	20.2	26.2	12.2	37	37	16.2	16.2	2.7	10.8	62.2	18.9	16.2	18.9	8.1	10.8	94.6	100.0	0.0	51.8	59	10.2	10.2	0.0	22.0	55.9	
西区	大字吉武	1,059,683.6	716	44.8	321	55.2	395	9.5	56.4	34.1	675.7	9.4	50.0	19.3	24.6	14.9	185	183	8.6	22.2	9.7	28.1	51.9	20.5	36.8	22.7	6.5	9.2	96.2	99.5	0.0	48.2	345	8.7	0.0	0.0	21.4	59.4	
早良区	東入部3丁目	266,123.8	47	48.9	23	51.1	24	12.8	80.9	34.0	176.6	2.1	63.8	27.7	39.1	16.7	13	13	19	7.7	23.1	7.7	46.2	92.3	15.4	46.2	38.5	0.0	0.0	94.7	100.0	0.0	72.3	34	8.8	8.8	0.0	14.7	64.7
早良区	大字曲淵	8,284,133.8	104	46.2	48	53.8	56	10.6	55.8	33.7	12.6	2.9	50.0	23.1	33.3	14.3	30	30	20.0	30.0	6.7	23.3	80.0	20.0	13.3	36.7	13.3	13.3	100.0	100.0	0.0	50.0	52	9.6	9.6	0.0	21.2	57.7	
早良区	西入部2丁目	144,709.6	117	47.0	55	53.0	62	7.7	62.4	33.3	808.5	6.8	54.7	22.2	25.5	19.4	36	37	13.9	5.6	0.0	22.2	47.2	22.2	41.7	11.1	0.0	0.0	91.9	100.0	0.0	54.7	64	18.8	18.8	0.0	20.3	51.6	
早良区	大字飯場	4,358,844.5	87	44.8	39	55.2	48	9.2	57.5	33.3	20.0	3.4	52.9	21.8	28.2	16.7	31	31	25.8	12.9	6.5	16.1	64.5	16.1	22.6	19.4	19.4	9.7	90.3	100.0	0.0	44.8	39	7.7	7.7	0.0	25.6	66.7	
西区	戸切3丁目	278,324.4	582	46.2	269	53.8	313	8.1	59.1	32.8	2,091.1	5.0	47.3	22.5	24.2	21.1	185	185	21.1	14.6	5.4	18.9	49.7	21.1	30.3	14.6	11.4	10.3	83.2	85.4	7.0	46.2	269	10.4	10.4	0.0	19.0	55.4	
西区	今宿上ノ原	5,693,272.7	1,125	45.7	514	54.3	611	9.2	58.1	32.6	197.6	6.4	49.6	22.0	25.9	18.8	326	307	14.1	17.2	7.4	24.5	55.8	20.2	27.0	19.6	7.1	9.8	94.1	98.7	0.3	46.9	528	8.5	8.5	0.0	21.8	60.2	
早良区	大字椎原	12,312,684.1	279	46.2	129	53.8	150	9.7	59.1	31.2	22.7	2.9	53.0	20.8	23.3	18.7	98	98	23.5	20.4	4.1	18.4	64.3	23.5	17.3	20.4	11.2	12.2	90.8	92.9	5.1	59.1	165	19.4	16.4	0.0	9.1	64.8	
西区	大字飯盛	967,666.5	551	46.8	258	53.2	293	9.1	59.3	31.0	569.4	5.3	42.8	28.1	32.6	24.2	115	115	7.8	23.5	7.8	25.2	57.4	24.3	32.2	21.7	5.2	11.3	97.4	97.4	0.0	39.2	216	14.8	14.8	0.0	23.6	51.4	
西区	能古	4,002,298.8	767	45.6	350	54.4	417	9.9	59.1	31.0	191.6	3.7	49.8	24.4	28.3	21.1	261	260	23.4	13.0	6.5	21.8	59.4	24.1	22.2	14.2	13.4	13.4	94.2	99.6	0.0	52.0	399	21.1	10.8	10.3	7.5	62.9	
東区	大岳2丁目	168,029.6	274	45.6	125	54.4	149	8.8	60.2	31.0	1,630.7	2.9	56.6	21.2	23.2	19.5	99	98	16.2	13.1	3.0	19.2	57.6	31.3	27.3	14.1	11.1	19.2	98.0	98.0	2.0	49.3	135	2.2	0.7	1.5	25.2	65.9	
西区	大字宮浦	2,821,635.1	840	46.9	394	53.1	446	10.0	59.4	30.6	297.7	2.3	51.3	23.3	27.7	19.5	280	277	21.4	20.7	6.8	20.0	65.0	17.9	21.4	23.2	14.3	10.7	94.2	96.8	0.4	53.8	452	20.4	10.4	10.0	17.3	54.2	
早良区	西入部5丁目	207,430.0	123	49.6	61	50.4	62	12.2	57.7	30.1	593.0	6.5	52.0	18.7	24.6	12.9	35	35	8.6	28.6	11.4	25.7	68.6	14.3	25.7	34.3	5.7	2.9	100.0	100.0	0.0	47.2	58	13.8	13.8	0.0	20.7	51.7	
東区	大字志賀島	2,559,584.0	1,403	47.1	661	52.9	742	7.3	62.7	29.9	548.1	2.6	50.5	26.4	31.0	22.4	487	475	21.8	13.3	4.1	17.0	62.2	19.1	24.0	18.3	12.7	10.9	89.9	96.2	0.4	57.2	802	18.8	4.9	14.0	17.2	55.6	
西区	大字徳永	2,485,073.5	1,488	45.8	682	54.2	806	9.4	60.7	29.9	598.8	7.8	45.1	25.2	30.9	20.3	398	386	16.8	15.1	10.3	26.4	44.5	21.4	33.4	14.1	6.3	6.3	85.5	79.5	18.4	43.9	653	3.7	3.7	0.0	19.1	67.2	
早良区	大字石釜	9,119,952.9	750	49.2	369	50.8	381	9.7	60.5	29.7	82.2	3.3	49.7	24.3	28.7	19.9	239	237	15.5	15.1	7.9	22.2	59.8	22.2	21.8	18.4	9.6	13.0	94.9	97.5	1.7	51.1	383	9.4	9.4	0.0	18.3	65.0	
早良区	大字西油山	1,259,374.5	83	47.0	39	53.0	44	6.0	65.1	28.9	65.9	6.0	48.2	27.7	33.3	22.7	27	27	11.1	22.2	3.7	18.5	70.4	14.8	18.5	25.9	7.4	7.4	92.6	100.0	0.0	55.4	46	17.4	17.4	0.0	19.6	47.8	
西区	大字西浦	3,834,664.6	1,098	46.9	515	53.1	583	12.1	59.2	28.7	286.3	2.6	51.5	23.0	25.6	20.6	302	301	12.3	31.1	10.3	30.8	72.5	14.6	20.2	38.1	8.6	8.9	93.7	95.3	0.0	58.7	644	42.5	27.6	14.9	14.4	38.7	
西区	大字草場	1,841,222.6	143	46.9	67	53.1	76	9.8	61.5	28.7	77.7	2.1	53.1	25.2	28.4	22.4	31	31	9.7	54.8	16.1	35.5	83.9	6.5	3.2	67.7	6.5	6.5	100.0	100.0	0.0	65.7	94	58.5	58.5	0.0	10.6	27.7	
東区	大字弘	780,098.6	411	43.6	179	56.4	232	10.5	61.1	28.5	526.9	3.9	55.5	19.5	22.3	17.2	122	121	13.9	23.8	9.8	27.0	66.4	19.7	20.5	30.3	9.8	9.8	97.5	99.2	0.0	57.2	235	25.5	0.9	24.7	15.3	48.5	
早良区	東入部2丁目	264,293.8	751	46.9	352	53.1	399	14.2	57.4	28.4	2,841.5	6.5	48.3	20.4	23.6	17.5	216	213	13.9	17.6	13.4	30.1	44.9	19.9	38.0	14.8	5.6	9.3	77.0	79.3	17.8	47.9	360	9.7	9.7	0.0	17.8	63.3	
西区	福重1丁目	158,484.1	114	45.6	52	54.4	62	13.2	56.1	28.1	719.3	5.3	49.1	16.7	19.2	14.5	33	33	9.1	15.2	15.2	33.3	48.5	21.2	45.5	15.2	6.1	12.1	97.0	100.0	0.0	45.6	52	1.9	1.9	0.0	13.5	75.0	
早良区	大字板屋	9,150,820.8	86	51.2	44	48.8	42	0.0	72.1	27.9	9.4	3.5	18.6	68.6	77.3	59.																							





### 第3章 市街化調整区域の人口高齢化と高齢者問題

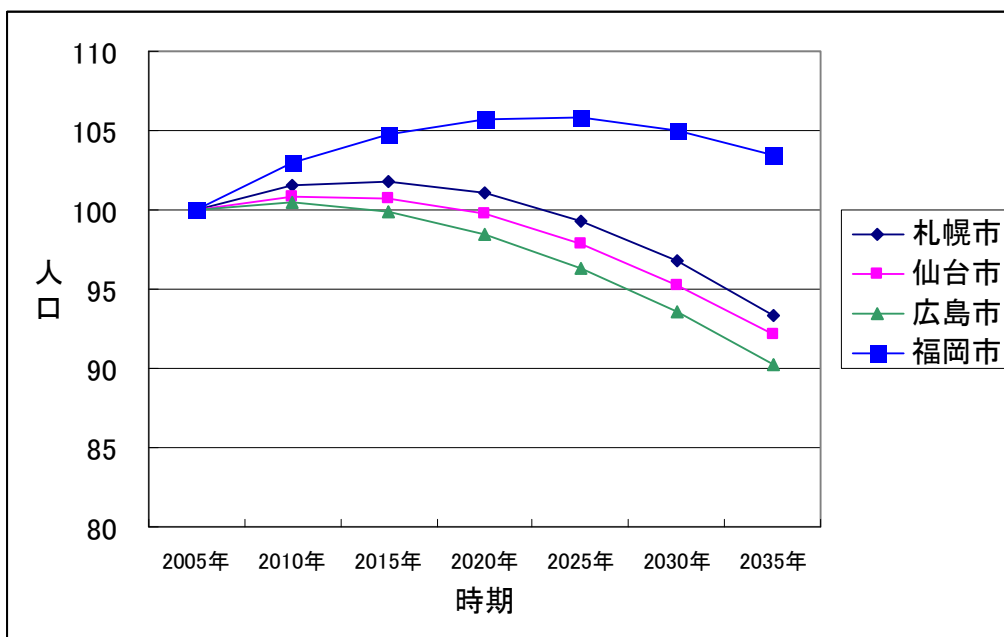
#### 1 市街化調整区域の高齢者問題

##### (1) 市街化調整区域における人口高齢化の背景と要因

従来、大都市は人口増加し、それを成長と呼んできた。政令指定都市を事例とすれば、北九州市以外は、ほとんどが一貫して人口増加を遂げてきたといえる。しかし少子高齢化の到来とともに、人口増加は終焉を迎えようとしている。松谷（2004）によれば、高齢化問題は地方地域ではなく大都市圏に存在するという。

社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成20年12月推計）に基づいて図3.1を作成した。図から福岡市のような地方中枢都市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）でも将来10年以内に人口減少に転じるころが多いことがわかる。例えば、札幌市は2015年、仙台市2010年、広島市2010年に人口減少に転換する。福岡市は、九州の中での一極集中の影響もあって、2025年に人口減少へ転換する。その意味で、他都市に比べて福岡市の人口減少は進むのが遅いが、いずれにしても2025年には人口減少社会に突入する。

図3.1 地方中枢都市の人口の伸び率の推移（推計、2005年を100とした場合）



出典：社会保障・人口問題研究所 web ページ

人口減少社会は、少子化により社会全体の人口が減少することが問題視されるが、その背景には、死亡者数の増加があることを忘れてはならない。少子化を裏返せば、高齢化が進んでいる。特に近年では医療・福祉の発達により、寿命が延びたことで、高齢者は増加の一途を辿っている。高齢者は、都市部や農村部といった地域特性を問わず、彼らが住みやすい土地に暮らしている。

それゆえ、自動車を運転できなくなるなどのようにモビリティ（移動性）の低いエリアに居住すると、生活行動空間が狭まり、本人が好むような生活が送れなくなる。モビリティの低さは、よく限界集落などの中山間地域だけで発生するように考えられているが、実際には大都市郊外部でもモビリティの低下は生じている。

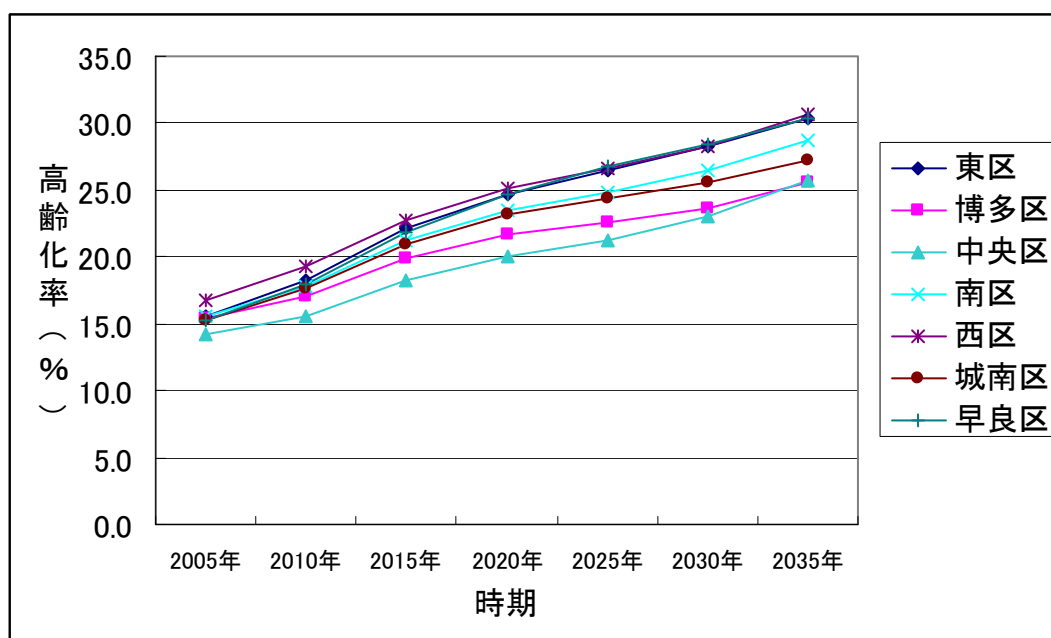
例えば、今回の調査で取り上げた東区勝馬では、路線バスの廃止が一時検討されて

いた。(西日本新聞朝刊 2008年9月6日朝刊) 当該地区は、従来から自家用車の利用が一般的であったが、高齢者の中にはバスに頼る人も少なくなかった。そのため福岡市が補助金を出すことで公共交通機関を維持し、モビリティを確保している。

中山間地域の場合、徳野(2008)が指摘するようにムラの(共同体的)生活様式が残っているため、高齢者が移動するのに近隣住民に頼むことができ、孤立しない。言い換えれば、中山間地域の高齢者は考えられているほどモビリティは低くない。しかし都市の場合、特に中山間地域のようなムラ的生活様式が残っておらず、他方で人間関係が希薄化した都市型社会の近郊部では、近隣住民の付き合いが深くなく、かつ移動手段もない。さらにはそのような地域は、近所に選択できるだけのショッピングができる場所もない。したがって、高齢者のモビリティは低いと考えられる。

このような仮説が立てられるわけであるが、これが実際にはどのような傾向を持っているのかについて、第3章で検討してみたい。

図 3.2 福岡市の区別高齢化率の推移(推計)



出典：社会保障・人口問題研究所 web ページ

ところで、一般に市街化調整区域は高齢化が進んでいるといわれる。近年では「限界コミュニティ」(池田(2008))といわれるように、都心部でも極端な高齢化が見られるわけであるが、一般的には若年層は都心部へ集積する傾向を持つ。図 3.2 は、福岡市における区別の高齢化率の推計を示したものである。これによれば、都心部あるいは都心部隣接地域である中央区、博多区、南区、城南区では高齢化率が 2025 年までに 25% 強まで上昇すると予測されている。また市街化調整区域を多く抱える東区、早良区、西区では、高齢化率が 2025 年には 30% に達すると予測されている。

このことから市街化調整区域を抱える区は、高齢化率が高くなる傾向があることがわかる。

このように市街化調整区域の施策は、人口高齢化と切り離せないものである。市街化調整区域は、高齢化が進む農業などの第一次産業に依存するという地域構造から、都心部以上に高齢者問題を無視することはできない。したがって、市街化調整区域の

施策を提言する上では、市街化調整区域における高齢化の実態を把握することが必要である。以下では、まず市街化調整区域の高齢化調査の分析を行い、現状を把握する。

## (2) 市街化調整区域の高齢者対策と地域的公正

市街化調整区域において高齢化が問題であり、高齢者への施策が重要になっていることは周知の通りである。それではなぜ、市街化調整区域における施策として高齢者対策が行政によって行われる必要があるのか。

これを説明する概念として地域的公正がある。地域的公正とは、英語の **territorial justice** を訳した言葉であり、領域的公正とも呼ばれる。S.ピンチ（1990）によれば、地域的公正は広義には二通りの解釈がある。一つは、「競合する集団間の〈領域〉の配分に関するもの」であり、もう一つは「ある何らかの基準に従い、政治区域ないし行政域間に〈資源〉を公正に配分する問題」である。

さらに神谷（1997）は、地域的公正について公共サービスの配分における状態を指す概念であるとまとめている。すなわち「公共サービスが市場原理に基づいて配分されるのではなく、公共部門によって人々に平等に配分される根拠は、そのサービスが個人の持つ購買力に比例した配分メカニズムでは、当該のサービスを必要とする人々に十分に行き渡らない」と指摘している。

ピンチと神谷の説明に依拠すれば、公共部門が提供するサービスの空間的配分について公平性を求めている。そのような地域的公正は、空間的な社会政策を正当化するための概念装置であるといえる。特に神谷の指摘は、市街化調整区域への施策を根拠付けるものとして重要である。

一般に市場重視の都市政策では、市場メカニズムによる資源配分によって、土地利用、福祉などの問題を解決しようとする。公共経済学の教えるところでは、市場は失敗するものであるから、それを補完するものとして公共部門が存在する。公共部門は、行政サービスを提供することで、市場の失敗によって偏った資源配分を是正する。しかしこの場合、資源配分の是正は多寡の問題であり、空間的な問題ではない。経済政策が地域経済政策とは異なるように、社会政策においても地域社会政策は異質なものである。なぜなら、標準的な経済学では空間の概念を捨象しており、政策原理として空間を包摂することが都市政策としては求められているからである。

地域的公正の概念は、この点を補充する役割を果たしている。神谷の議論を踏まえれば、都市の市街化調整区域という資源配分が歪んだ空間において、必要なニーズに対して、必要なサービス供給が求められているということを示している。

ところで地域的公正の考え方に対して、公共経済学ではニーズは居住地の選択によって満たすという考え方が提起されている。それがティブーの足による投票である。ティブーの理論では、いくつかの前提条件が提示されている。長峰（1998）の整理によれば、以下の通りである。

- ① 住民はすべての地方政府の公共財および租税負担のメニューについて完全情報を持っている。
- ② 住民の移動コストはゼロであり、自分の公共財および租税負担への選好のみを考慮して、地域間を移動する。

- ③ 住民の選好の多様性に応えうるだけの十分な数の地域が存在している。
- ④ 地域間の移動に際して、住民の雇用面や所得面の制約がない。
- ⑤ 公共財は、規模の経済性と不経済性をもたない。
- ⑥ 地域間の外部性が存在しない。
- ⑦ 公共財は、一括定額税で賄われる。

ティブーの仮説は、以上のような非常に厳しい前提条件がある。その意味で現実への妥当性が問題になることもあるが、住民がより生活しやすい地域を選択するという一般的な行動を理解する上では、重要な示唆を与えている。

さてこの条件に基づいて、住民は以下のような選択を行う。(中川(2008))

- ① 地方政府が効率的な財政運営を行うことで、住民が移動するインセンティブを与える。住民は、より財政運営が効率的な地域へ移動する。
- ② 地方政府は、住民のニーズを正確に把握し、それに合致した資源配分を行うインセンティブを持つ。それにより、住民は当該地域に居住しようとする。

ここまでの議論をまとめれば、ティブーの仮説は、住民に最適な資源配分(公共サービスの供給)を行うところに住民は居住地域を選択するということである。例えば、当該地域の生まれではない若年層などは、このような地域選択を容易に行えると考えられる。しかし地付きの高齢者は、地域に愛着があり、強い地域ネットワークを持っているがゆえにティブー的な地域選択はできない。むしろ現在居住している地域でより望ましいと考える公共サービスへのニーズを持っている。

その意味で、公共経済学が主張する地域選択という形での都市づくりは難しいことは明らかである。例えば、近年流行しているコンパクトシティの形成は、地付きの高齢者にとっては、友人などのソーシャル・キャピタル(社会関係資本)を失うことを意味し、生き甲斐を喪失することにすらなりかねない。したがって、現状の市街化調整区域に暮らす高齢者が、豊かな老後を送るためには、現在住んでいるマチやムラで過ごすことが重要なポイントとなってくる。

そうであるならば高齢者にとって、市街化調整区域という資源配分が偏った地域において、資源配分の公平性を求める地域的公正を追求することが、生活を維持していくためには重要であるといえる。

## 2 聞き取り調査から見てくる高齢者の生活実態

### (1) 居住高齢者への聞き取り調査

#### 1) 調査地の概要

福岡市の市街化調整区域内に居住する高齢者（65歳以上の住民）の、日頃の生活実態を把握するため、いくつかの町丁目を対象に、高齢者の生活実態調査を聞き取り方式により、実施した。今回の対象地区の選定に当たっては、実際に生活者の視点から整理することを主眼としたため、高齢者の居住割合として高齢化率、および市街化調整区域の土地利用の基幹である農業従事者割合として農業人口率の指標を重視し、高齢化率の高い地区、中間的な地区、低い地区、農業人口率の高い地区の計4地区（町丁目）を、国勢調査データから抜粋し、調査対象地とした。対象地区の位置を、図3.3に示した。また、各地区の航空写真を、写真3.1～写真3.4に示す。

図3.3 高齢者生活実態調査地区

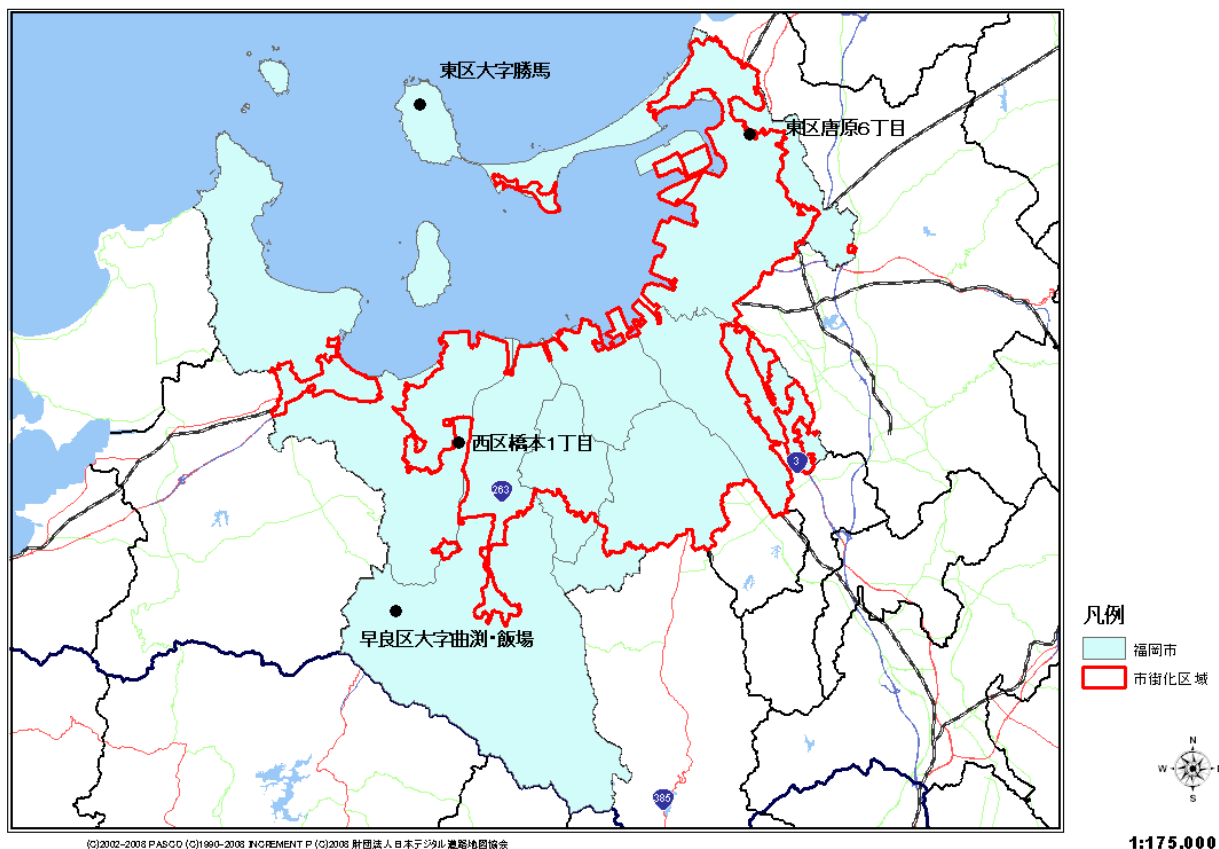


写真 3.1 早良区大字曲渕・飯場



写真 3.2 西区橋本 1 丁目



写真 3.3 東区唐原 6 丁目



写真 3.4 東区大字勝馬



### ①地形的特長

各地区の地形的特長を述べる。

#### ・早良区大字曲渕・飯場

当地区は、早良区の多くが人工林の山林であり、曲渕ダム湖を中心に、かなりの起伏のある山林景観を呈していることがわかる。集落の周辺に一部、田畑が散在している。

#### ・西区橋本 1 丁目

当地区は、集落の北側に田畑が残存しており、室見川河川敷等の緑も確認できるが、周囲は大規模な集合住宅や個人住宅が取り囲んでいる状況で、都市部にわずかに残された田園景観を呈している。

#### ・東区唐原 6 丁目

当地区は、背後丘陵地に山林や集落の近辺にわずかな田畑やため池が残されているが、多くは都市部の集合住宅や個人住宅に覆われている。JR 鹿児島本線の線路が近くを走っている。

#### ・東区大字勝馬

当地区は、志賀島の北部に位置し、玄界灘を前に、起伏の緩やかな山林やイチゴ畑の中に、集落が分布している。

②人口、世帯数

各地区の人口、世帯数の詳細を、表 3.1 にまとめた。今回、対象とした 4 地区のうち、東区唐原 6 丁目は部分的に市街化区域も含まれており、位置的にも大学周辺地のため、学生の一人住まいも多い地区であることも、他の 3 地区と比べて世帯数が多い理由の一つと考えられる。

表 3.1 4 地区の人口、世帯数

町丁目	世帯数	人口		
		総数	男	女
早良区大字曲淵・飯場	61	191	87	104
西区橋本1丁目	62	193	100	93
東区唐原6丁目	146	243	143	100
東区大字勝馬	82	274	123	151

(戸) (人)

出典：平成 17 年国勢調査

③住宅形態

表 3.2 は、4 地区の住宅形態について、比較したものである。前述したように、東区唐原 6 丁目は一部に市街化区域が含まれているため、その区域に 5 階建て以下の共同住宅が立地しており、借家が他の 3 地区と比べて非常に多い。他の 3 地区は、全て一戸建て住宅のみで、ほとんどが持ち家である。

表 3.2 4 地区の住宅形態

町丁目 住宅の所有関係	総数	一戸建	長屋建	共同住宅					世帯が住んでいる階				その他	
				総数	1・2階建	3～5階建	6～10階建	11階建～	1・2階建	3～5階建	6～10階建	11階建～		
<b>早良区大字曲淵・飯場</b>														
住宅に住む一般世帯数	61	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主世帯	61	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
持ち家	58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公営・都市機構・公社の借家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民営の借家	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給与住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間借り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>西区橋本1丁目</b>														
住宅に住む一般世帯数	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主世帯	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
持ち家	49	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公営・都市機構・公社の借家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民営の借家	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給与住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間借り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>東区唐原6丁目</b>														
住宅に住む一般世帯数	127	39	-	88	40	48	-	-	71	17	-	-	-	-
主世帯	125	39	-	86	38	48	-	-	69	17	-	-	-	-
持ち家	46	33	-	13	13	-	-	-	13	-	-	-	-	-
公営・都市機構・公社の借家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民営の借家	63	6	-	57	22	35	-	-	44	13	-	-	-	-
給与住宅	16	-	-	16	3	13	-	-	12	4	-	-	-	-
間借り	2	-	-	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
<b>東区大字勝馬</b>														
住宅に住む一般世帯数	76	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主世帯	76	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
持ち家	75	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公営・都市機構・公社の借家	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民営の借家	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給与住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間借り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(戸)  
(平成17年国勢調査より)



④世帯特性

表 3.3 は、4 地区の世帯特性について、比較したものである。ここでも、東区唐原 6 丁目で単独世帯（一人住まい）が非常に多く、全世帯の 1 世帯当たりの平均人員は、わずかに 1.69 人である。また、他の 3 地区では 3 世代世帯が多く、早良区大字曲淵・飯場で全世帯の 27.9%、西区橋本 1 丁目で 23.3%、東区大字勝馬で 28.0%と、どこも高い割合である。

表 3.3 4 地区の世帯特性

町丁目	一般世帯	親族世帯	核家族世帯				その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	3世代世帯	3世代世帯率
			うち夫婦のみの世帯	うち夫婦と子供からなる世帯							
<b>早良区大字曲淵・飯場</b>											
一般世帯数	61	47	25	11	11	22	-	14	17	<b>27.9</b>	
一般世帯人員	191	177	68	22	38	109	-	14	94		
親族人員	191	177	68	22	38	109	-	14	94		
1世帯当たり親族人員	3.13	3.77	2.72	2.00	3.45	4.95	-	1.00	5.53		
<b>西区橋本1丁目</b>											
一般世帯数	60	51	34	10	18	17	-	9	14	<b>23.3</b>	
一般世帯人員	191	182	103	20	69	79	-	9	69		
親族人員	191	182	103	20	69	79	-	9	69		
1世帯当たり親族人員	3.18	3.57	3.03	2.00	3.83	4.65	-	1.00	4.93		
<b>東区唐原6丁目</b>											
一般世帯数	132	46	42	14	20	4	5	81	1	<b>0.8</b>	
一般世帯人員	229	138	123	28	74	15	10	81	5		
親族人員	223	137	123	28	74	14	5	81	5		
1世帯当たり親族人員	1.69	2.98	2.93	2.00	3.70	3.50	1.00	1.00	5.00		
<b>東区大字勝馬</b>											
一般世帯数	82	66	38	11	20	28	-	16	23	<b>28.0</b>	
一般世帯人員	274	258	117	22	80	141	-	16	125		
親族人員	273	257	116	22	79	141	-	16	125		
1世帯当たり親族人員	3.33	3.89	3.05	2.00	3.95	5.04	-	1.00	5.43		

(戸) (%)  
(平成17年国勢調査より)

⑤個人特性

表 3.4 は、4 地区の個人特性について、比較したものである。東区唐原 6 丁目で男女ともに未婚者が多いのは、前述したように大学生等の若者が多く居住しているからだと考えられるが、早良区大字曲淵・飯場及び西区橋本 1 丁目の男性で、また東区大字勝馬の女性で、それぞれ未婚率が高い傾向があるが、それでも全市平均よりは低い割合である。また、死別率をみると<sup>3)</sup>、東区唐原 6 丁目を除く 3 地区で高い傾向があり、この割合は全市平均と比べて高い。

表 3.4 4 地区の個人特性

町丁目	総数	男								女							
		総数(1)	未婚	未婚率	有配偶	死別	死別率	離別	総数(1)	未婚	未婚率	有配偶	死別	死別率	離別		
早良区大字曲淵・飯場	172	81	27	33.3	49	2	2.5	1	91	16	17.6	49	18	19.8	4		
西区橋本1丁目	174	90	34	37.8	48	5	5.6	3	84	17	20.2	48	15	17.9	2		
東区唐原6丁目	210	129	79	61.2	41	-	-	7	81	34	42.0	37	6	7.4	3		
東区大字勝馬	239	105	23	21.9	71	7	6.7	4	134	35	26.1	70	23	17.2	6		
全市総数	1,196,965	566,649	211,235	37.3	304,306	11,064	2.0	20,470	630,316	203,517	32.3	304,256	64,513	10.2	43,088		

(%) (%) (%) (%) (%) (人)  
(平成17年国勢調査より)

⑥世帯人員

表 3.5 は、4 地区の世帯人員について、比較したものである。東区唐原 6 丁目を除く 3 地区では、1 世帯当たりの世帯人員は、どの地区も 3 人台であり、7 人以上の多人数世帯もいくつかみられる。この 3 地区では、大家族の世帯が多いことがわかる。

表 3.5 4 地区の世帯人員

町目	一般世帯											施設等の世帯					
	総数	世帯数										世帯人員	1世帯当たり人員	世帯数	世帯人員	間借り・下宿などの単身者	会社などの独身者の単身者
		世帯人員が1人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員が4人	世帯人員が5人	世帯人員が6人	世帯人員が7人	世帯人員が8人	世帯人員が9人	世帯人員が10人以上						
早良区大字曲淵・飯場	61	14	13	14	7	4	4	3	2	-	-	191	3.13	-	-	-	-
西区橋本1丁目	60	9	15	10	15	7	2	1	1	-	-	191	3.18	-	-	1	-
東区唐原6丁目	132	81	25	9	14	3	-	-	-	-	-	229	1.73	-	-	2	5
東区大字勝馬	82	16	17	13	11	14	6	5	-	-	-	274	3.34	-	-	-	5
全市総数	632,653	277,548	143,554	97,768	80,354	25,030	6,140	1,736	399	84	40	1,357,904	2.15	838	27,021	5,440	9,719

(戸) (人) (平成17年国勢調査より)

⑦人口ピラミッド（5 齢級）

図 3.4～図 3.7 は、4 地区の人口ピラミッドをそれぞれ示したものである。また、参考までに全市の人口ピラミッドを、図 3.8 に示した。

図 3.4 人口ピラミッド  
(早良区大字曲淵・飯場)

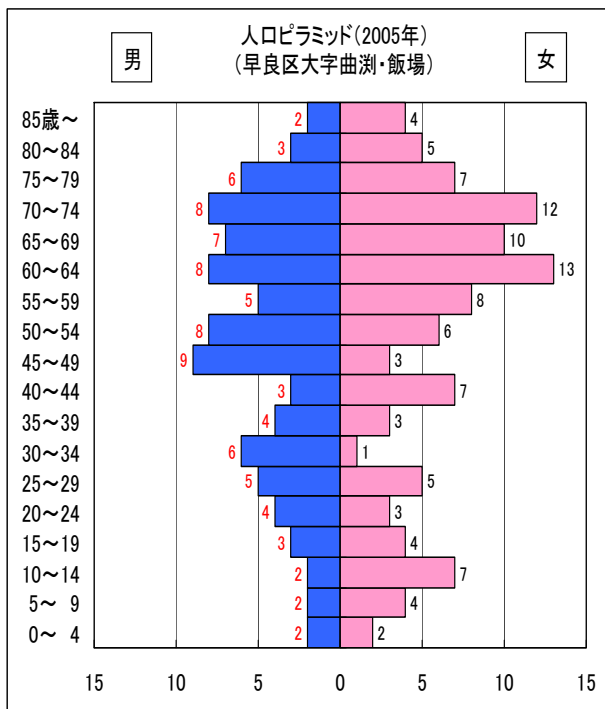


図 3.5 人口ピラミッド  
(西区橋本1丁目)

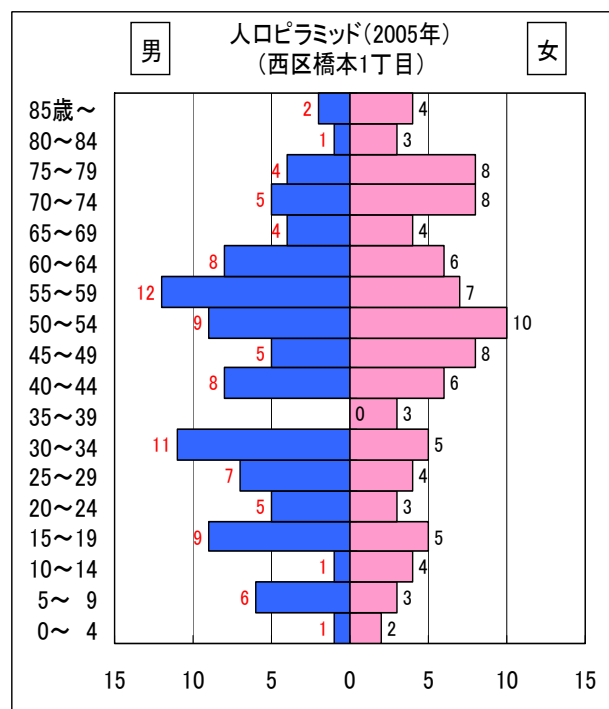


図 3.6 人口ピラミッド  
(東区唐原6丁目)

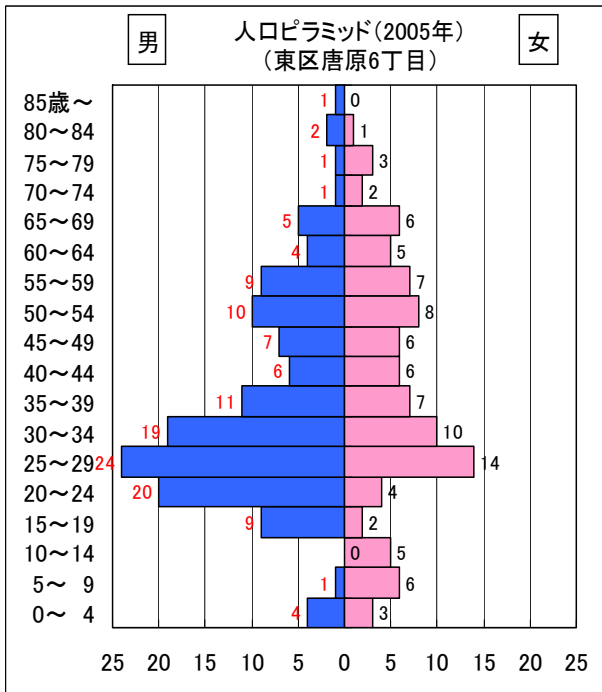


図 3.7 人口ピラミッド  
(東区大字勝馬)

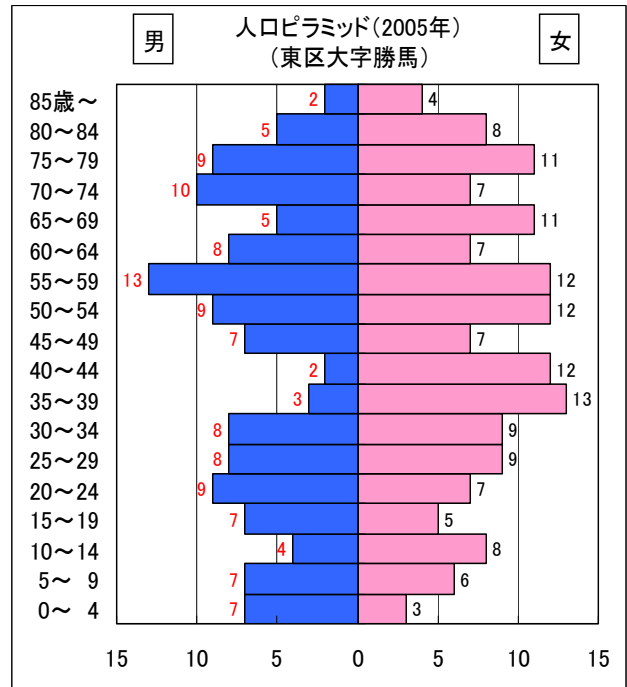
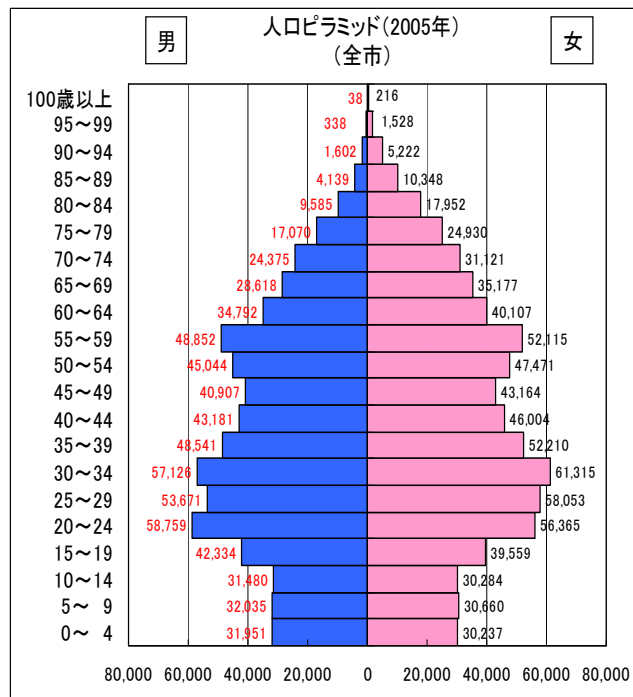


図 3.8 人口ピラミッド  
(全市)



・早良区大字曲淵・飯場

当地区は、全体的に女性が多い。また、子どもが少なく、高齢者が突出して多いことが特徴である。特に、女性の高齢者が多い。10～14歳の女子、40～44歳の女性、60～74歳の女性の3つの山がみられ、3世代世帯の多い状況が、この図からも明らかである。

- ・西区橋本1丁目

当地区は、全体的に男性が多い。男女共に40～50歳代の年齢層が最も多く、一方で15～34歳の男性も多いのが特徴である。また、70～79歳の女性も多く、さらに5～9歳の男子も多く、ここでも3世代あるいは4世代世帯の多い状況がうかがえる。

- ・東区唐原6丁目

当地区は、全体的に男性が多いのが目立つ。また、20～34歳の年齢層が際立って多いことが特徴である。大学生等の若者が多く居住している状況がうかがえる。一方で、50～69歳の年齢層もやや多く、若者と高齢者の混在の状況がうかがえる。

- ・東区大字勝馬

当地区は、全体的に様々な年齢層の住民で構成されていることが、大きな特徴である。男性では、0～9歳、15～34歳、45～64歳、70～79歳で、4つの山がみられる。また、女性でも、10～14歳、35～44歳、50～59歳、65～84歳で、4つの山らしきものがみられる。ここでも、3世代あるいは4世代世帯の多い状況がうかがえる。

## 2) 調査概要

今回、前述した地域（集落）に居住する高齢者（65歳以上の住民）を対象に、聞き取りによる生活実態調査を実施した。

表3.6に、調査対象者及び回答者の内訳を示した。

表 3.6 調査対象者・回答者の内訳

対象地域	対象者			回答者			回答率		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
早良区大字曲淵・飯場	31	47	78	19	30	49	61.3	63.8	62.8
西区橋本1丁目	16	28	44	10	16	26	62.5	57.1	59.1
東区唐原6丁目	10	12	22	6	9	15	60.0	75.0	68.2
東区大字勝馬	36	49	85	19	23	42	52.8	46.9	49.4
計	93	136	229	54	78	132	58.1	57.4	57.6

(人)

(%)

今回、住民登録を行っている全ての高齢者を対象とした。西区橋本1丁目及び東区唐原6丁目については、住民票閲覧により対象者の特定を行ったが、早良区大字曲淵・飯場及び東区大字勝馬については、当地区在住の自治会役員を介して対象者の特定を行った。なお、用いた調査票は、56ページ～61ページに掲載した。

## 3) 調査結果

図3.9は、2008（平成20）年9月時点の4地区の住民基本台帳による年齢層別人口割合を示したものである。これによると東区唐原6丁目では、70歳未満の高齢者が半分近く居住している。早良区大字曲淵・飯場でも、割合では70歳未満が最も多い。一方で東区大字勝馬では、70～74歳の年齢層が最も多く、次に75～79歳、80～84歳と続く。また西区橋本1丁目では、65～69歳、70～74歳、75～79歳、80～84歳、85～89歳の各年齢層別人口に大きな差が見られない。つまり、橋本1丁目では、いろいろな年齢層の高齢者が混在しており、偏りが無い状況である。

図 3.9 高齢者年齢層

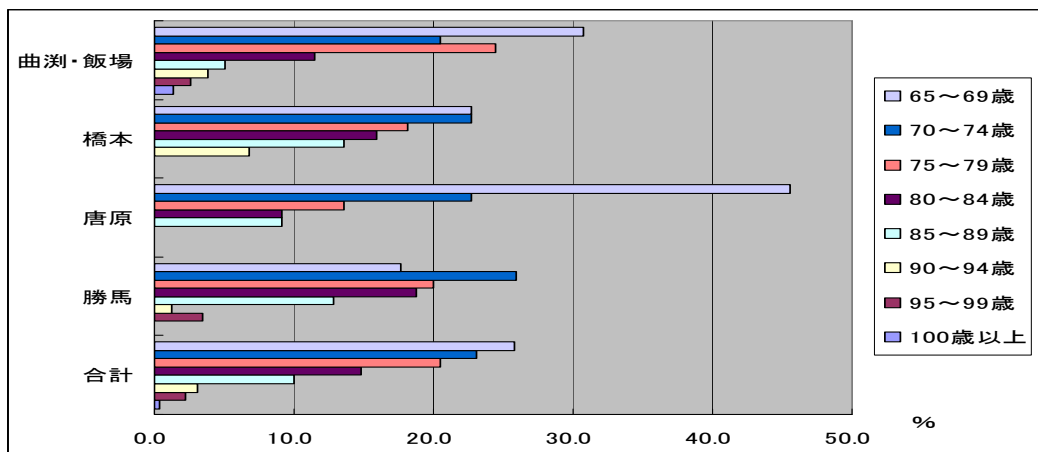


図 3.10 は、回答者の世帯構成を、各地区別に見たものである。これによると、多くの地区では、夫婦世帯の割合が最も高いのに対し、西区橋本1丁目では、本人・子ども・孫の3世代世帯の割合が、50%近くと非常に高い割合になっていることが特筆される。今回の聞き取り調査では、4世代世帯もいくつか見られ、大家族の世帯が多い状況が市内でも残っていることが浮き彫りにされた。

図 3.10 回答者の世帯構成

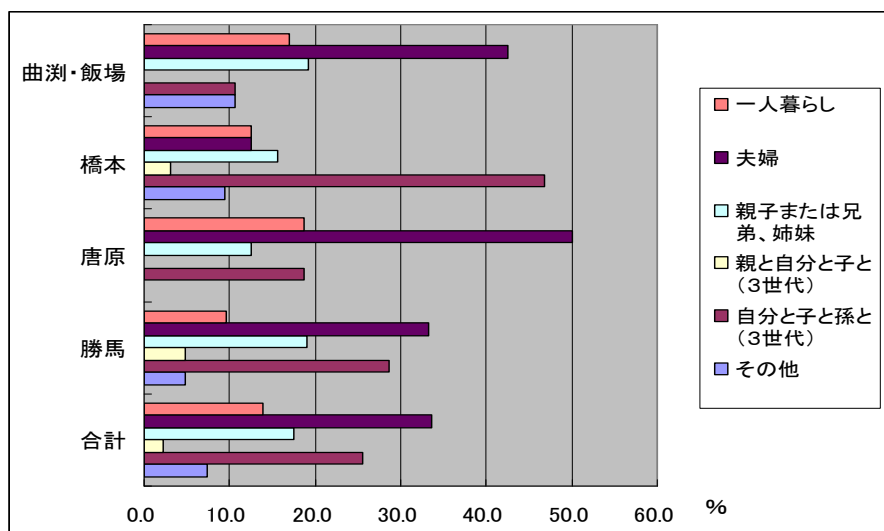


図 3.11 は、回答者の農地所有の有無を示したものである。これによると、東区唐原6丁目では、実際には当地区に農地は存在しているが、回答者の中には農地を所有している人は皆無であった。一方で、東区大字勝馬及び西区橋本1丁目では、60%以上が農地を所有していることがわかった。これは調査の際の感覚的なものであるが、実際、聞き取り調査で現地を訪れた時、住居の横にトラクターや軽トラックを所有している家が多かった。

図 3.11 回答者の農地所有

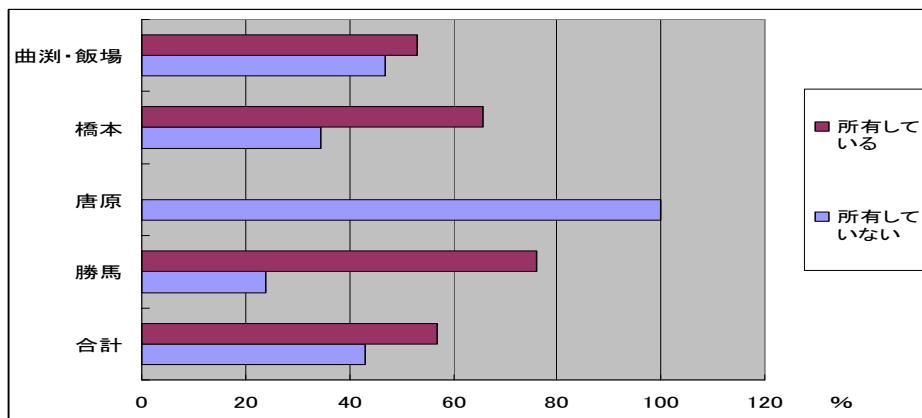


図 3.12 は、回答者の就労の有無を示したものである。これによると、東区大字勝馬で、70%以上の高齢者が就労していることがわかった。また、西区橋本1丁目でも、50%以上の高齢者が就労している。一方で、東区唐原6丁目では、働いている高齢者は、わずか30%しかいなかった。

図 3.12 回答者の就労実態

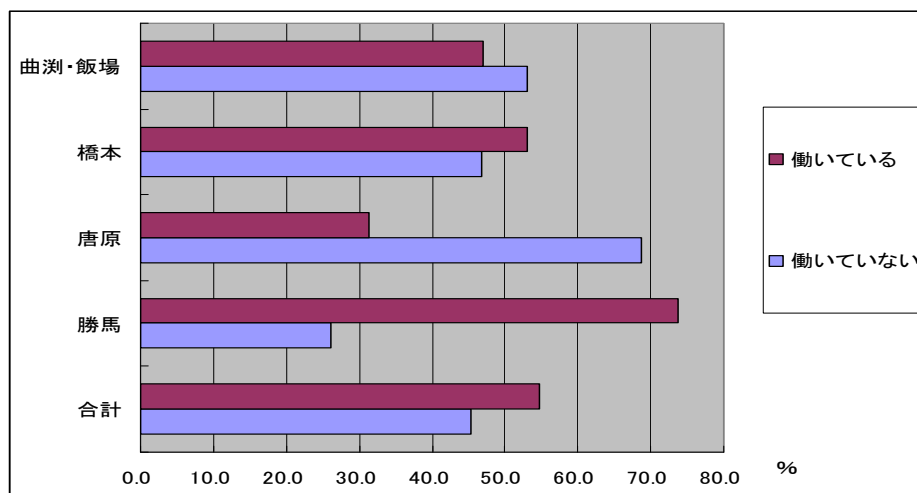


図 3.13 は、回答者の居住年数を示したものである。これによると、東区大字勝馬では、40%以上の高齢者が、71年以上も当地区にずっと住み続けていることがわかった。また、西区橋本1丁目でも、30%近くが71年以上も長期にわたって住み続けている。一方で、東区唐原6丁目では、10年以下の短期間居住者が、30%以上もいるが、元々生まれも育ちも当地域であるが、就労のため、福岡市から離れていた人が、定年退職を迎えて、当地域へ戻って来た人もいた。

図 3.13 回答者の居住年数

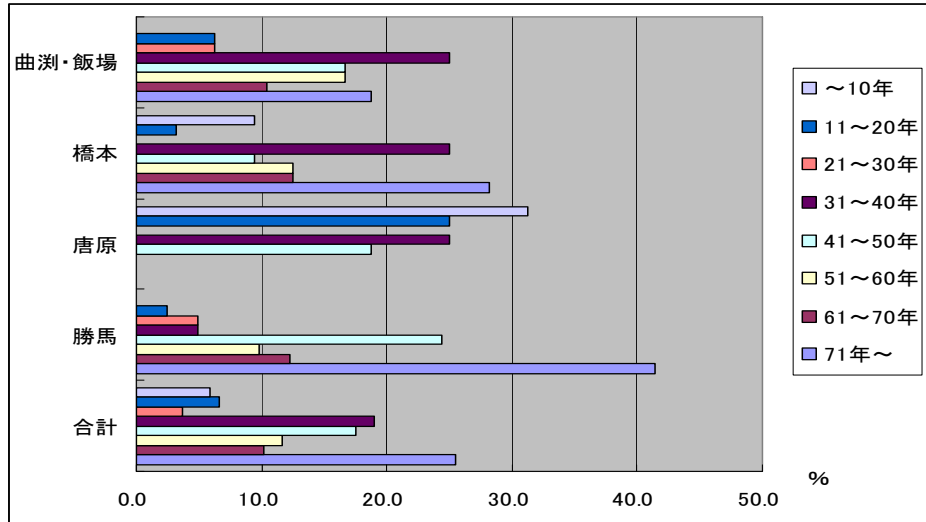


図 3.14 は、回答者の親しい親族がどこに住んでいるかを尋ねた結果である。これによると、東区大字勝馬では、「同じ小学校区内にいる」、つまり、勝馬と一緒に住んでいる親族が 40% 近くもいることがわかる。「同じ区内にいる」も合わせると、70% 以上にもなる。同じように、早良区大字曲淵・飯場でも、この二つを合わせると、70% 以上にもなる。また、東区唐原 6 丁目では、「同じ区内にいる」の割合が最も高いが、一方で「福岡県内にいる」割合も、25% 程度あることがわかる。

西区橋本 1 丁目では、「西区以外の福岡市内にいる」という割合が最も高く、40% 以上を示している。

すなわち子弟や親族は、同地域に居住せず、他出している傾向はあるものの、それぞれの地域特性は異なりながらも親族は近所に住んでいることが伺える。このような環境が、市街化調整区域に居住する高齢者への安心感をもたらし、集落定住を促進させているものと考えられる。

この点のさらに深い考察のためには、第 2 篇で用いた集落点検による地域の現況把握が有効である。

図 3.14 回答者の親しい親族

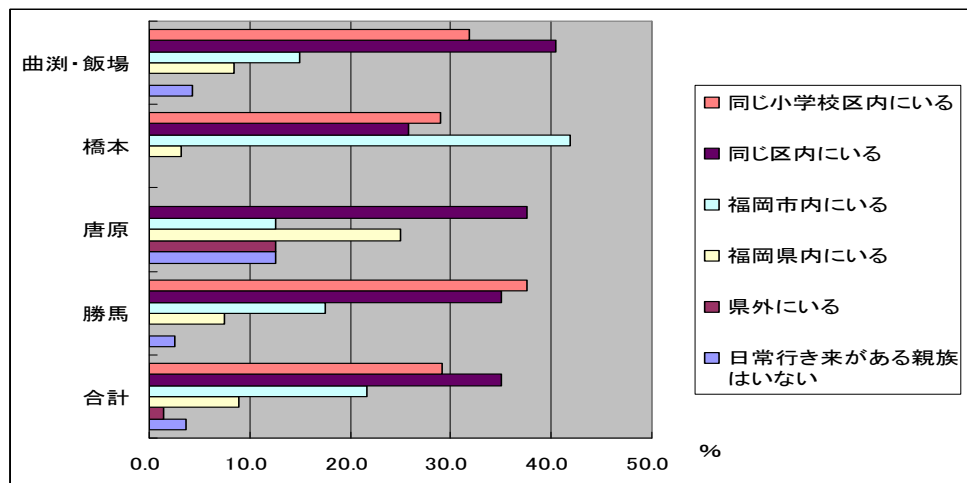


図 3.15 は、回答者の健康状態について、尋ねた結果である。これによると、全ての地区で、「健康であり、普通に暮らしている」割合が最も高く、その割合は 50%を超えている。特に、東区唐原 6 丁目、早良区大字曲渕・飯場では、60%以上である。

図 3.15 回答者の健康状況

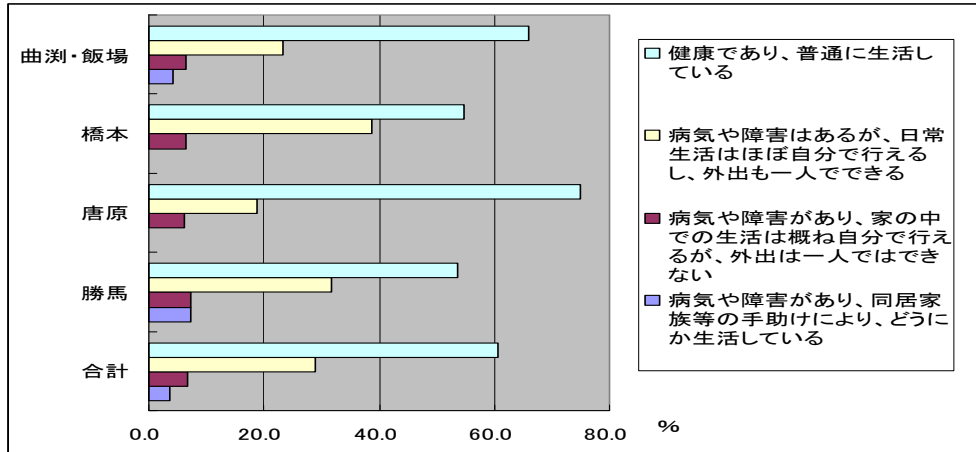


図 3.16 は、回答者の近所づきあいの程度を尋ねたものである。これによると、東区大字勝馬、早良区大字曲渕・飯場、西区橋本 1 丁目の各地区では、「家を行き来するほど親しく付き合っている」の割合が 60%以上を示している一方、東区唐原 6 丁目では、「外で会えば挨拶をする程度の付き合い」の割合が 60%以上で、他の地区の状況とは大きく異なることがわかる。これは、図 3.17 の近所づきあいの必要性について尋ねた結果とも符合している。東区唐原 6 丁目では、近所づきあいの必要性については、「よくある」が 25%程度しかなく、「たまにある」が 60%以上を示している。一方で、他の地区では、「よくある」が 55%以上を示しており、特に早良区大字曲渕・飯場では、それが 70%近くの非常に高い割合となっている。

図 3.16 回答者の近所づきあい

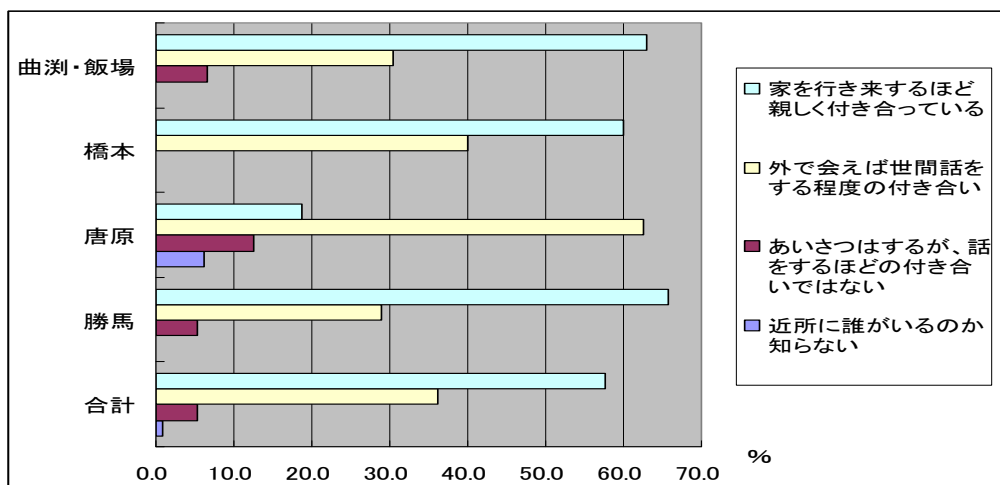




図 3.17 回答者の近所づきあいの必要性

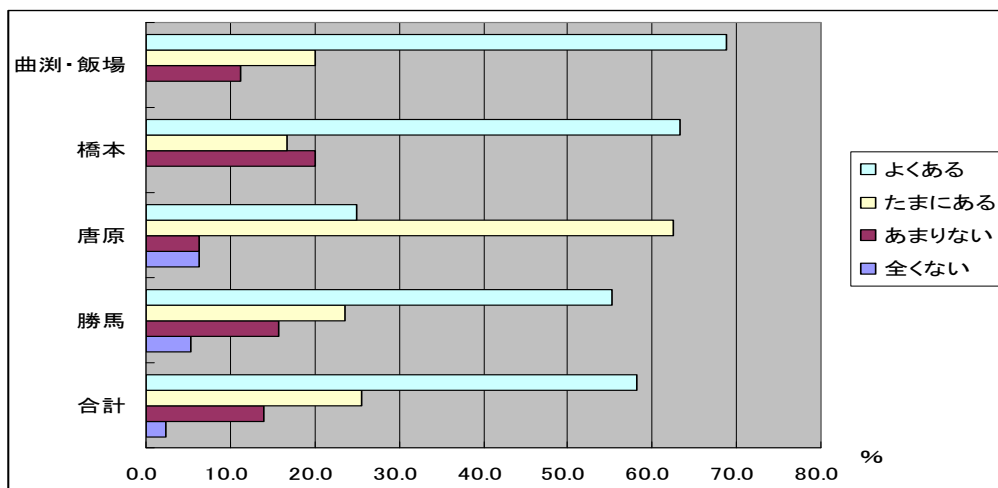


図 3.18 は、回答者の交通手段を尋ねた結果である。多くの地区で、「車」を挙げている人が多く、東区大字勝馬では 65% 近く、また早良区大字曲渚・飯場では 55% 近くと、それぞれ高い割合となっている。この 2 地区では、他の地区と比べて、「バス」の割合が 20% 強と高い割合を示している点も、特徴的である。一方で、西区橋本 1 丁目では、「自転車」を挙げている人の割合が最も高く、40% 以上を示している。また、東区唐原 6 丁目では、「徒歩」、「車」の割合がほぼ同率で、それぞれ 30% 強を示している。

図 3.18 回答者の交通手段

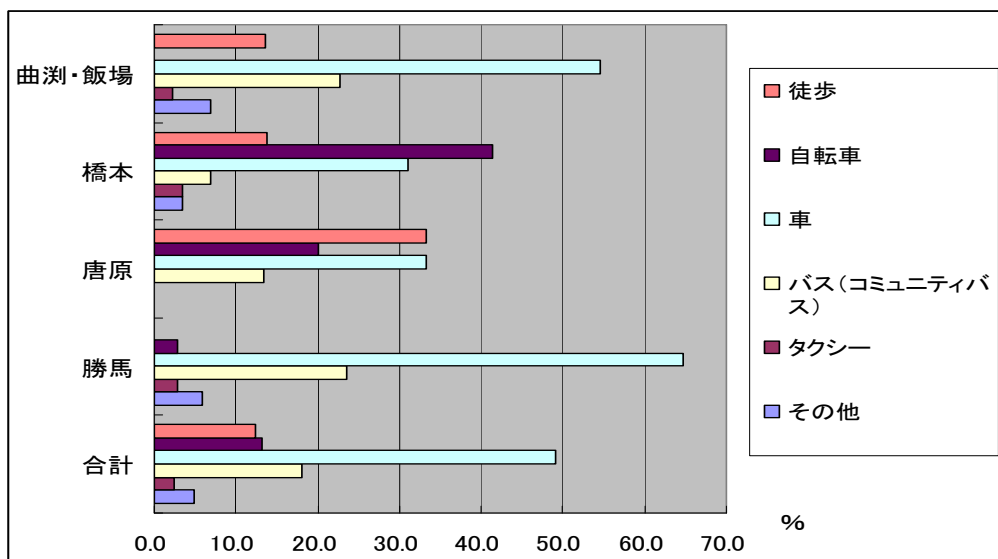
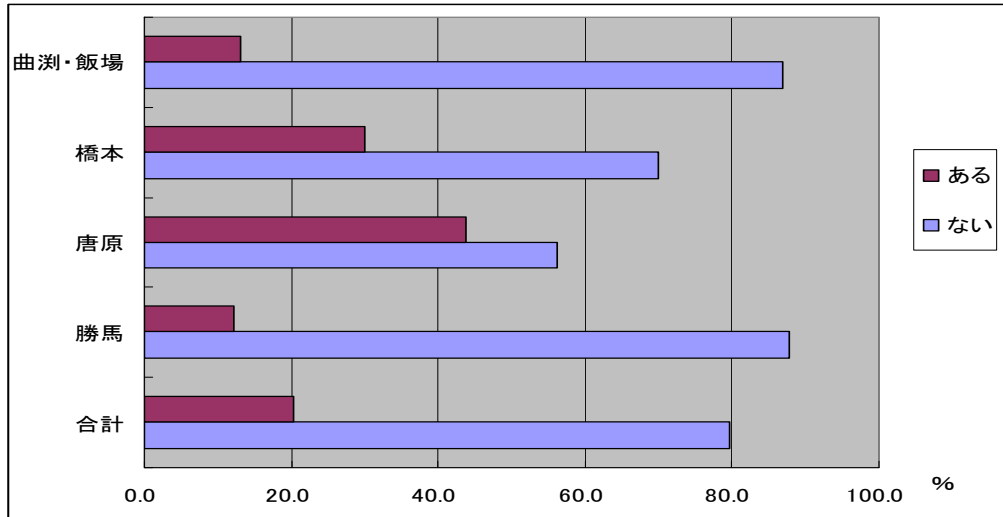


図 3.19 は、回答者の泥棒被害の有無を尋ねた結果である。これによると、東区唐原 6 丁目では、「ある」と答えた人の割合が 40% を超えており、他の地区と比べてかなり高い割合を示している。西区橋本 1 丁目でも、30% 近くの人が泥棒被害に遭っている実態が示されている。

図 3.19 回答者の泥棒被害状況



(2) 居住高齢者の支援者への聞き取り調査

1) 調査概要

今回対象とした4地区において、当該地区の高齢者を世話している地元関係者（自治会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ役員）及び行政関係職員（区保健福祉センター専門職員（保健師）、地域包括支援センター専門職員（保健師、介護士等））への聞き取り調査を行い、当該地区に居住する高齢者の生活実態の把握を行った。具体的には、現在の担当職務、経験年数、地区高齢者への対応活動（相談、戸別訪問、話し相手、関係機関への報告・連絡等）の頻度、地区高齢者の把握状況、避難介助の必要な高齢者の把握状況について、調査を行った。なお、用いた調査票は、62ページから63ページに掲載した。

2) 調査結果

①早良区大字曲淵・飯場

ア. 高齢者への対応活動の頻度

悩みや相談対応、定期的な訪問、日常的な話し相手、福祉サービス等の情報提供、行政への報告や連絡、関係機関への連絡の6項目について、各対応の頻度を尋ねたところ、地元関係者及び行政関係職員ともに、ほとんど差異はなく、ほとんどの項目で「なし」または、「1回/月以下」であった。

イ. 地域高齢者の把握状況

地元関係者のほとんどが、「全ての高齢者の状態を把握している」、あるいは「各人の状態までは把握できていないが、全ての高齢者の存在は把握している」であったのに対して、行政関係職員では、「半数程度の高齢者の存在は把握できている」という状況であり、両者間で差異が認められた。

ウ. 避難介助の必要な高齢者の把握状況

地元関係者の全てが、「全ての該当者の緊急対応策について、日頃から頭に入れてい

る」であったのに対して、行政関係職員では、「ほとんどの該当者が把握できていない」であった。

#### エ. その他

(地元関係者からの意見)

- ・ 「農地の後継者がいない」、「バスの本数が極めて少ない」、「病院や食料品店がない」、「働くところがなく、現金収入が得にくい」などの、高齢者の生活上の問題が多い。
- ・ 一方、老人クラブを中心にゲートボール等に興じる機会も多く、また定期的に老人クラブ主催の小旅行をするなど、高齢者同士の交流をかなり頻繁に行っている状況である。

(行政関係者からの意見)

- ・ 当該地区は古くから地域でまとまった集落社会が形成されており、非常に団結力がある一方、内部の状況がなかなか表面に出づらい。
- ・ 高齢化率が高いにも関わらず、相談件数が少ないのは、確かに健康で元気な高齢者が多いのは事実であるが、もしかしたら問題があっても相談しないケースもあるのではないかと憶測され、逆に心配でもある。
- ・ 今後は、元気な高齢者が、ずっと健康的に暮らせるように、体力維持を継続できるような取り組みを考えていく必要があり、自治会等と連携しながら、地域を巡回して、高齢者の現状を把握していく必要がある。
- ・ 病院や日常的に買い物をする店が近くにないため、タクシーを利用して早良区野芥近辺にまで出かける高齢者もいて、高額な出費を余儀なくされているケースもある。今後は、福祉バスの導入も検討する余地がある。

### ②西区橋本1丁目

#### ア. 高齢者への対応活動の頻度

前述の6項目について、各対応の頻度を尋ねたところ、地元関係者及び行政関係職員ともに、ほとんど差異はなく、ほとんどの項目で「なし」であったが、民生委員・児童委員では定期的な訪問及び日常的な話し相手で、「1回/週以下」の頻度であった。

#### イ. 地域高齢者の把握状況

地元関係者の全てが、「全ての高齢者の状態を把握している」であったのに対して、行政関係職員では、「高齢者の存在は、ほとんど把握できていない」という結果であり、両者間で大きな差異が認められた。

#### ウ. 避難介助の必要な高齢者の把握状況

地元関係者のほとんどが、「全ての該当者の緊急対応策について、日頃から頭に入れている」であったのに対して、行政関係職員では、「ほとんどの該当者が把握できていない」であった。

## エ. その他

(地元関係者からの意見)

- ・ 元気な高齢者が多く、また多くが家族と一緒に住んでいるため、緊急事態等が起きても、何とか対応できる状況である。
- ・ 病院や店も近くに多くあり、高齢者の生活面としては、特に問題はない。
- ・ 農地も周辺に残っており、空気がよくて住みやすい。
- ・ 最近、近辺で大規模な道路工事が進められていたり、大型店舗が近辺にあり、土日の交通渋滞が激しいため、道路通行の際、危険である。

(行政関係者からの意見)

- ・ 当該地区が位置する壱岐南校区は、新興団地があったり、あるいは古くからの個人住宅が多く立地していたりして、多様な居住環境が混在しており、高齢者福祉施策に関しても非常に活発な活動がなされており、今後も街が変わりつつあるところである。
- ・ 高齢化率が高い地区であるが、介護サービスを受けている高齢者が意外と少数であり、大家族も多く、家族内で対応をしているケースも多いものと推測されるが、もしかしたら問題があっても相談しないケースもあるのではないかと憶測され、逆に心配でもある。

## ③東区唐原6丁目

### ア. 高齢者への対応活動の頻度

前述の6項目について、各対応の頻度を尋ねたところ、地元関係者及び行政関係職員ともにほとんど差異はなく、ほとんどの項目で「なし」あるいは「1回/3ヶ月程度」であったが、民生委員・児童委員では定期的な訪問及び日常的な話し相手で、「2回/月程度」の頻度であった。

### イ. 地域高齢者の把握状況

自治会役員は、「半数程度の高齢者の存在は把握できている」であったのに対して、民生委員・児童委員では、「全ての高齢者の状態を把握している」であった。また、行政関係職員（区保健福祉センター）では、本来は乳児から高齢者までのすべての住民を対象とした健康保健指導等の業務であり、高齢者個人に特化した職務ではないということで、「無回答」という結果であったが、行政関係職員（地域包括支援センター）では、「半数程度の高齢者の存在は把握できている」状況であった。

### ウ. 避難介助の必要な高齢者の把握状況

自治会役員は、「半数程度の該当者は把握できている」であったのに対して、民生委員・児童委員では、「全ての該当者の緊急対応策について、日頃から頭に入れている」であった。また、行政関係職員（区保健福祉センター）では、前述同様、職務外ということで、「無回答」という結果であったが、行政関係職員（地域包括支援センター）では、「半数程度の該当者は把握できている」状況であった。

## エ. その他

(地元関係者からの意見)

- ・ 当該地区は家屋が散在しているため、隣近所が遠く、また坂が多いため、散歩等に出歩くにしても、結構辛いところがある。
- ・ 当該地区は、香住ヶ丘校区の一部であり、公民館等の公的な主要施設は、随分と遠くに位置しているため、どうしても利用する機会が少なくなる。
- ・ 最近、当地区横に、高齢者の憩いの施設が出来たため、多くの高齢者の利用で賑わっているが、坂道が多いため、施設利用のため下りて来るのはいいが、坂道を登って帰宅するのが辛い。
- ・ 近くに、大学が3校もあり、高齢者と若者との交流の機会が増えていることは、非常に素晴らしいことである。バスハイク等の高齢者間の交流事業も企画し、少しでも当地区の高齢者同士で仲良くなるきっかけ作りに取り組んでいる。

(行政関係者からの意見)

- ・ 当該地区は香住ヶ丘校区に位置しているが、公的な施設から遠く離れており、近くに高齢者のための新しい施設が出来ていくことが望ましい。
- ・ 周囲は学生が多く、バイクの騒音や夜間の騒々しさ等により、高齢者と若者との混住に際し、生活環境面での課題が少なからずある。
- ・ 香住ヶ丘校区は大学生も多く居住していることもあり、全般的にボランティア活動が盛んで、高齢者の世話をする活動も多い。
- ・ 当該地区の高齢者生活の問題としては、地形的に坂が多く、買い物や散歩をするにも、いろいろと苦勞が多い。

## ④東区大字勝馬

### ア. 高齢者への対応活動の頻度

前述の6項目について、各対応の頻度を尋ねたところ、地元関係者ではほとんどの項目で「2回/月程度」、あるいは「1回/月程度」であったが、行政関係者では「ほとんどなし」あるいは「1回/月未満」であった。

### イ. 地域高齢者の把握状況

地元関係者は全て、「全ての高齢者の状態を把握している」であった。また、行政関係職員（区保健福祉センター）では、前述同様、本来は乳児から高齢者までのすべての住民を対象とした健康保健指導等の業務であり、高齢者個人に特化した職務ではないということで、「無回答」という結果であったが、行政関係職員（地域包括支援センター）でも、「高齢者の存在はほとんど把握できていない」状況であった。

### ウ. 避難介助の必要な高齢者の把握状況

地元関係者は全て、「全ての該当者の緊急対応策について、日頃から頭に入れている」であった。また、行政関係職員（区保健福祉センター）では、「無回答」という結果であった。行政関係職員（地域包括支援センター）でも、「ほとんどの該当者が把握できていない」状況であった。

## エ. その他

(地元関係者からの意見)

- ・ 近くには日用品を買う店や病院がなく、西戸崎まで行かないといけませんが、近くに親族が多いので、みんなで助け合って生活をしている。
- ・ 公共交通機関（バス）の運行回数が少なく、非常に不便であるが、多くの高齢者は車が運転できるので、元気なうちはいいが、車を運転できなくなった時、心配である。
- ・ 少子高齢化により、小学校の存続も危うい。小学校を守るために、仕事や学校の都合で当該地区から出て行った子ども家族等が、何とか地区に戻ってきて欲しい。
- ・ 貸し農園等により、少しでも都市部の人野菜作り等をとおして、田舎の良さを実感してくれて、最終的には当該地区に居を構えてもらいたいが、なかなか空き家がない。
- ・ 当該地区は、確かに生活面で不便を感じることはあるが、静かで、温暖で、自然も豊かで、また集落の人同士、非常に仲が良く、敬老会などの行事は毎年盛大に行っている。
- ・ 一方で、若い時分に出て行った人が、定年退職を迎えて地区に戻ってくると、もともと住み続けている住民から、やや冷たい目で見られるケースもないとはいえない。

(行政関係者からの意見)

- ・ 当該地区は高齢化率が高いが、非常に元気な高齢者が多い。しかし、最近では、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の問題が心配されている。
- ・ 定期的実施しているシニア教室では、ウォーキング等による体力維持を目指す介護予防を、重点的に行っている。
- ・ 当該地区は、親族も多く、地域で高齢者を見守っていく体制が出来ているが、高齢化率が高いにも関わらず、一方で相談件数が少ないため、問題があってもおもてに出づらいつ況があるようで、逆に心配である。

### (3) 福岡市の市街化調整区域で生活する高齢者の特徴とその課題

#### 1) 高齢者の生活状況からの考察

今回、福岡市の市街化調整区域のごく限られた4地区に居住する高齢者を対象に、生活実態調査を行った。限られた地区での調査結果ではあるが、小地域に暮らす高齢者の生活実態を把握することができた。また、今回は併せて、当地区の高齢者を世話している地元関係者及び行政関係者への聞き取り調査も実施した。これらの調査結果から、特色のある事項について考察を行うこととする。

#### ①地区内での団結力

まず、今回の対象地区での高齢者の生活に関して、家族、あるいは地域で仲良く、助け合いながら生活を送っている実態が明らかになった。東区唐原6丁目以外は、確かに昔からの集落で、地区の人同士がお互いに知り合って、長年一緒に地域住民として暮らしてきており、お互いが深く知り合っている状況である。また、多世代の大家族も多く、

家族同士の付き合いも長年、続いているようである。特に、早良区大字曲淵・飯場では、親族同士が近くに住んでいる例も多いことがわかった。

近所づきあいに関しては、「家を行き来するほど親しく付き合っている」と回答した人が、東区唐原6丁目を除き、6割以上であったこと、また、近所づきあいの必要性についても、ほとんどの地区で高い必要性を感じていることがわかった。

このように、「地域のまとまり」を実感したが、おそらくこの「地域力」、「団結力」が、これらの地区住民の生活、特に高齢者の生活や生きがいを支えているのではないかと考えられる。市街化区域である都市部では、正確なことは言えないが、地域にこのような「団結力」が欠けているところが多いのではないかと推測され、「地域力」や「団結力」が市街化調整区域における集落の比較優位であるといえる。

## ②多い元気な高齢者

健康な高齢者が最近多いという状況は、多くの場面で紹介されているが、今回の対象地区でも同様である。健康状態に関する回答では、「健康であり、普通に生活している」という人が、全ての地区で5割以上を示している。確かに、これは本人の思いでの回答であるため、実際にどの程度健康で、元気なのかは不明であるが、健康で、元気な高齢者が多いことは確かであろう。特に、東区唐原6丁目を除き、3地区では働いている高齢者も多く、東区大字勝馬では、7割以上の高齢者が実際に、今現在、働いているという結果であった。また、当地区の勝馬では、7割以上の方が、農地を所有しており、働いている人の多くが農作業をしている実態が明らかとなった。

このように、働いている人、また農業をしている人が多いのが、今回の対象地区の特徴である。また、第2章でも述べたように、今回の対象地区は、周囲に山地あるいは農地に囲まれており、自然豊かな地勢を有している。このような環境の中での生活も含め、こういう意味でも健康で元気な高齢者が多いことが、理解できる。

## ③利便性の悪い公共交通機関

普段の利用交通機関を尋ねたところ、多くの地区で「車」と回答した人が多かったが、西区橋本1丁目では、「自転車」と回答した人が最も多かった。当地区の橋本は、周囲はまだ農地が残っているものの、大規模の集合住宅や大型商業施設に隣接しており、またほとんど平地であるため、自転車を気軽に利用しているようである。また、東区唐原6丁目は、背後に山地を有しているものの、周辺は国道3号線やJR鹿兒島本線にも近接しており、「徒歩」や「バス」の回答が多いのが特徴である。

一方で、早良区大字曲淵・飯場及び東区大字勝馬では、都市部からは相当離れており、山地も多く標高差もあるため、「車」あるいは「バス」等に頼らざるを得ない状況である。ところが、最近、路線バスの廃止は何とか防げたものの、運行回数が減少されたため、不自由さを感じている人が多い。今回の自由回答欄にも、公共交通機関の利便性の悪さについての意見も多かった。

## ④地域福祉の課題・問題点

今回、行政関係者からの聞き取り調査から、特に市街化調整区域に居住する高齢者の

生活面に関する課題・問題点を指摘された。

前述したように、高齢者自身は、昔からの地域でまとまった集落が形成され、非常に団結力があり、お互い助け合って生活しているという状況であるが、一方では、そのような内部の状況がなかなか表面に出にくいという指摘である。何か重大なことが起きても、家族の中、あるいは集落の中だけで半ば隠しながら済ませ、表には出にくいというような風潮があるということである<sup>4)</sup>。高齢化率が高いにも関わらず、相談件数が少ない、介護サービスを受けている高齢者が少ないということで、問題が発生しても相談しないケースがあるのではないかと、心配する職員の声も一部にあった。また、高齢化が進み、親も子も高齢者ということで、「老老介護」の問題も、特にこれら市街化調整区域で起こりつつあるとのことである。

## 2) 小括

今回の小地域に暮らす高齢者の生活実態から、今後の市街化調整区域での生活のあり方等についてまとめてみたい。

福岡市では、前述したように、町丁目という小地域の単位としては、市街化調整区域の町丁目は、数としては全体のわずか15%程度にしか過ぎなく、また人口比ではわずかに4%に過ぎない。しかし、面積比では全体の5割以上を占めている。

このような市街化調整区域に居住する人、特に高齢者のような弱い立場の人が、少しでも生活しやすいような環境を整えていく施策を考えていく必要がある。まとまった地域社会、家族社会が存続している状況は大いに結構であるが、特に地域福祉の観点から、少しでも実態を把握できる仕組みづくりが、期待される場所である。建築や土地利用に一定の制限を設けている市街化調整区域という線引きにより、今のままでは、なかなか外部から人を呼び込み、人口を増やしていくことは難しいが、少しでも都市部住民との交流の機会を設け、都市部の若者と地区の高齢者とのふれ合い等の機会をつくることも、重要である。今回調査を行った東区唐原6丁目では、近接する大学の学生が、夏祭り等の地域行事にもいろいろと参画しながら、地域住民との交流を行っているような取り組みは、今後も継続していってもらいたい活動の一つである。

また、公共交通機関の一つである、バスの運行回数の少なさを指摘する声を多くの高齢者から伺った。今後、ますます車の運転ができなくなる高齢者が増加する中で、公共交通機関の需要は増加の一途であろう。利用者の声を聞きながら、需要に即した小型車両等によるコミュニティバスの定期的な運行を期待したい。健康的で元気な高齢者が、ますます外に出て、健康的な生活を長く続けられるような施策展開が求められている。



## 第4章 まとめ

### 1 市街化調整区域の人口高齢化

図 2.9 で見たように、市街化調整区域では一般的に高齢化率が高い。これは、高齢者が居住地に固着性を持ち、移住に対して非常に強い抵抗感があること、及び当該地域の主産業が農林漁業であるため、先祖からの農地や山地を所有していることから、地域への帰属意識が強いことが要因として考えられる。もちろん古くから住んでいる地域は、社会に仲間が多く、居心地が良いことも考えられるだろう。

しかし図 2.9 で示されたように、市街化区域と市街化調整区域の高齢化の進み方に関する差異は極端なものがある。市街化区域では高齢化率 20%以下が多いが、市街化調整区域では 20%以上であり、一部では 35%以上のエリアもある。このような市街化調整区域における人口高齢化は、農林業が主たる産業である地域での土地利用にも大きな影響を与える<sup>5)</sup>。

すなわち市街化調整区域の人口高齢化は、土地利用の担い手の高齢化を意味する。したがって、市街化調整区域の土地利用を考える上で、人口高齢化から発生する高齢者の問題は避けて通れない。一見すると、土地利用と高齢者はまったく関係がないようにも見える。しかし近年では高橋（2002）のように、高齢者と地域農業を結び付けようとする試みが見られるようになった。

このように農業地域における担い手が高齢化していることは、市街化調整区域においても同様に問題化していることを意味している。市街化調整区域は、兼業農家が多くなったとはいえ、土地利用の側面から言えば、農業を中心とした第一次産業を基盤とした地域である。かかる地域において、担い手たる住民が高齢化していくことは、人的資本に強く依存する当該地域の産業衰退を意味し、その結果、土地利用が荒廃していく懸念がある。その典型事例は、耕作放棄地として顕在化していることは、周知の通りである。

人口高齢化に伴う高齢者の問題は、単に社会福祉的な地域課題だけではなく、市街化調整区域の土地利用という観点から見た場合においても、重要な地域課題であるということ認識すべきである。今後、市街化調整区域の施策展開において、農業政策が担当する農業的土地利用の施策とリンクさせて、農業の担い手としての高齢者の関わりについて政策的な議論を行う必要がある。そのためには、従来の農業政策と社会福祉政策のような縦割りでの対応ではなく、市街化調整区域における土地利用と高齢者というテーマ設定で、テーマ別の政策グループを設置し、政策の立案と展開を行う必要があると考えられる。

### 2 市街化調整区域内集落の暮らしやすさと高齢者の集落居住

今回の調査では、市街化調整区域の高齢者が居住している 4 つの地域（集落）に焦点を当てて、詳細な分析を試みた。地域類型から見ると、東区唐原 6 丁目は混住化が進んでおり、特に近隣にある大学の学生が相当数入り込んでいることが明らかである。その意味で当該地域は、市街化区域の地域に近い特性を持つ市街化調整区域の地域であるといえる。その他の 3 つの地域については、伝統的な農業集落に近い。西区橋本 1 丁目については、唐原のように混住化が進みつつあるが、これまでの分析からも明らかなように多世代家族が居住し、農地所有も一定程度あることを踏まえると、地域特性としては、曲淵や勝馬に近いと考えられる。

当調査の結果からも、この地域類型に沿って、一定の傾向を導き出すことができた。すなわち橋本1丁目、曲淵・飯場、勝馬の各地域は、伝統的な地域社会の特徴である多世代家族が比較的多く、高齢化しつつも若年層や生産年齢人口が残っているようなバランスの良い人口構造となっている。そして、当該地域群の基盤産業である農業的な土地利用が継続されており、それに高齢者が参加している特徴を持つ。さらに近所づきあいの密度が高いために、地域社会の関係度合いを示すソーシャル・キャピタル（社会関係資本）が厚いことを示している<sup>6)</sup>。

市街化調整区域の集落に居住する高齢者は、永年に渡って当該地域に住んできたために、強い社会関係に組み込まれている。このことは決してネガティブな意味ではなく、暮らしやすい環境を得る基礎となっている。それゆえ、先に述べたようなタイプの足による投票的な地域選択はできない。

近年の経済学では、地域間格差などの地域課題を地域移動によって解決すべきとの見解も一部でだされているが<sup>7)</sup>、少なくとも市街化区域と市街化調整区域の差異を埋めるために地域移動を手段とする政策選択は、存続可能な市街化調整区域に暮らしている高齢者の生活面から望ましくないといえる。

市街化調整区域の土地利用の担い手は、あくまで当該区域内の集落に居住する住民である。そして彼らは高齢化しており、農地の担い手の多くも高齢者となりつつある。そのことを踏まえると、市街化調整区域に居住する高齢者が集落で暮らすことが可能になる施策を考える必要があるのではないであろうか。これは憲法が保障する生存権の問題とも絡むが、むしろそれ以上に地域生活の機会の平等を保障することが必要である。

### 3 福岡市の市街化調整区域における高齢者施策の方向性

福岡市が対応すべき政策は、先の課題整理にあったように4つのポイントについて行う必要がある。

第一にソーシャル・キャピタルを強化するための仕組みづくりである。既に対象地域では、唐原を除いて強固なソーシャル・キャピタルが存在していると考えられる。これは今後、地域の高齢化が進む中で脆弱化する可能性が高い。それに呼応して、他出している親族が定期的に集落へ戻り、社会関係を築くことができるように支援することが求められる。ただし唐原については、先に地域内の社会関係をいっそう強化することが必要である。

第二に高齢者の農業従事に対する支援である。今回の分析を通じて、高齢者の健康と農業に何らかの関係性があることが明らかになった。したがって、農業的土地利用が強い唐原以外の地域については、高齢者の就農支援を行っていく必要がある。高齢者は、年齢を増すほどに活動性が低下する。そこで必要な農作業を近隣住民や他出者などが高齢者の農地の手入れを支援する体制づくりが必要となってくる。そのことで高齢者は、無理をしなくても、一定程度の「農」との関わりを維持することができる。

第三に公共交通機関の問題である。この問題は、今回の対象地域の中では特に曲淵・飯場と勝馬で顕在化している。いずれも路線バスが縮小されており、依存できる交通手段は自家用車のみとなっている。今後、さらに地域の高齢化が進む中で、いつまで自家用車に依存できる状況であるか見極めていく必要がある。もちろん路線バスは、独立採算制であ

るから、民営バスのまま存続することは難しいであろう。そうであるならば、行政と集落が共同して、デマンドバスやコミュニティバスなどの第三の道を探っていく必要が出てきている。

第四に高齢者福祉の問題である。本研究は高齢者研究ではないので、詳しくは立ち入らないが、現在は地域内の内部互助が大きな福祉的機能を担っている。これを社会化させ、行政サービスとミックスさせることで、市街化調整区域の集落に居住する高齢者福祉は改善していく余地があると思われる。

#### 4 今後の課題

市街化調整区域の高齢者問題は、都市部の高齢者問題とはやや趣を変えており、土地利用の担い手としての高齢者という側面が強い。とりわけ市街化調整区域が高齢化において先進的であることは、高齢者への対策が、市街化調整区域の土地利用施策とも結びついてくることを意味している。

従来 of 福岡市の市街化調整区域における高齢者対策は、福岡市全般の高齢者施策の一環として展開されてきた。しかし本研究で検討してきたように、市街化調整区域に居住する高齢者は、市街化区域に住む高齢者とは異なる環境に暮らし、社会のネットワークを持っていること、そして当該地域に住むことで安心感や満足感を得ていることが明らかになった。

今後、福岡市が展開する高齢者施策は、画一的なものではなく、都市計画の土地利用や地域特性に応じて、柔軟に対応する必要がある。さらにその際には、部署横断的な対応が求められている。

[付表]

「地域（集落）における高齢者の生活実態に関する調査」

質問 1. 性別

1. 男	2. 女
------	------

質問 2. 年齢

( ) 歳	明治・大正・昭和 ( ) 年	( ) 月生まれ
-------	----------------	----------

質問 3. 世帯構成 誰と住んでいますか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

1. 一人暮らし	2. ご夫婦	3. 親子または兄弟、姉妹	4. 親とご自分と子と (3 世代)	5. ご自分と子と孫と (3 世代)	6. その他 ( )
----------	--------	---------------	--------------------	--------------------	------------

質問 4. 住宅形態 どのような家に住んでいますか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

1. 一戸建て	2. マンション、アパート	3. その他 ( )
---------	---------------	------------

質問 5. 農地を所有していますか？

1. 所有している	2. 所有していない
-----------	------------

質問 6. 就労の有無 働いていますか？

1. 働いている	2. 働いていない
----------	-----------

質問 6 で 1 と回答された方へ

何をしていますか？ 該当するもの全てに○印をつけてください。

複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

1. 農業	2. 自営業、自由業	3. 常時雇用の一般職員	4. 派遣社員	5. 臨時雇い、パート、アルバイト	6. 経営者、役員	7. その他 ( )
-------	------------	--------------	---------	-------------------	-----------	------------

質問 7. 現在のところに何年、住んでいますか？

( ) 年
-------

質問 8. 日常、行き来（週 1 回程度）がある親族の方が、近くにいらっしゃいますか？

1つだけ選び、○印をつけてください。

1. 同じ小学校区内にいる	2. 同じ区内にいる	3. 福岡市内にいる	4. 福岡県内にいる	5. 県外にいる	6. 日常行き来がある親族はいない
---------------	------------	------------	------------	----------	-------------------

質問 9. 夜間や緊急の場合に連絡できる家族や親族、友人等がいますか？

1. いる	2. いない
-------	--------

質問 10. 上の質問で「いる」とお答えした方にかがいます。それは、誰ですか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |              |            |             |         |
|--------------|------------|-------------|---------|
| 1. 別居している家族  | 2. 親戚      | 3. 友人       | 4. 近所の人 |
| 5. 民生委員・児童委員 | 6. ホームヘルパー | 7. ケアマネージャー |         |
| 8. その他 ( )   |            |             |         |

質問 11. あなたの健康状態は、次のどれですか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |   |
|---|
| 1. 健康であり、普通に生活している                          |
| 2. 病気や傷害はあるが、日常生活はほぼ自分で行えるし、外出も一人で行える       |
| 3. 病気や障害があり、家の中での生活はおおむね自分で行えるが、外出は一人ではできない |
| 4. 病気や障害があり、同居家族等の手助けにより、どうにか生活している         |

質問 12. あなたの日常生活に関して、お尋ねします。各項目について、あてはまる番号に○印をつけてください。

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ア. 食事の準備、片付け | 1. 普通に出来る              |
|              | 2. 自分ですると時間がかかる、手助けが必要 |
|              | 3. できない                |
| イ. 洗濯        | 1. 普通に出来る              |
|              | 2. 自分ですると時間がかかる、手助けが必要 |
|              | 3. できない                |
| ウ. 掃除        | 1. 普通に出来る              |
|              | 2. 自分ですると時間がかかる、手助けが必要 |
|              | 3. できない                |
| エ. 銀行預金の出し入れ | 1. 普通に出来る              |
|              | 2. 自分ですると時間がかかる、手助けが必要 |
|              | 3. できない                |
| オ. 年金書類の提出   | 1. 普通に出来る              |
|              | 2. 自分ですると時間がかかる、手助けが必要 |
|              | 3. できない                |

質問 13. あなたは、毎日の食事をどのようにしてとっていますか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 家で作った料理を食べることが多い        |
| 2. 外食することが多い               |
| 3. 出前や弁当の配達を利用することが多い      |
| 4. 市販の弁当や惣菜を買ってきて済ませることが多い |
| 5. その他 ( )                 |

質問 14. あなたは、心配事や悩みについて、誰に相談しますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |                     |                  |              |          |
|---------------------|------------------|--------------|----------|
| 1. 同居の家族            | 2. 別居の子ども、親戚     | 3. 隣近所の人     | 4. 友人、知人 |
| 5. かかりつけの医師         | 6. ホームヘルパー、訪問看護師 | 7. 民生委員・児童委員 |          |
| 8. 市役所、区役所、保健所      | 9. デイサービス、デイケア職員 |              |          |
| 10. ケアマネジャー、介護支援専門員 | 11. その他 ( )      |              |          |
| 12. 誰にも相談しない        | 13. 相談する人がいない    |              |          |

質問 15. あなたは、日常生活の中で支援して欲しいことがありますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |          |            |               |         |        |
|----------|------------|---------------|---------|--------|
| 1. 声かけ   | 2. 話し相手    | 3. 草取り等の庭の手入れ | 4. ゴミ出し | 5. 買い物 |
| 6. 外出の援助 | 7. その他 ( ) |               |         |        |

質問 16. あなたは、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |                        |                       |                             |                 |                  |
|------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------|------------------|
| 1. 家を行き来するほど親しく付き合っている | 2. 外で会えば世間話をする程度の付き合い | 3. あいさつはするが、話をするほどの付き合いではない | 4. ほとんどあいさつもしない | 5. 近所に誰がいるのか知らない |
|------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------|------------------|

質問 17. あなたは、日常生活をする上で、地域の人とつながりを深めることが必要だと感じることはありませんか？

- |         |          |          |         |
|---------|----------|----------|---------|
| 1. よくある | 2. たまにある | 3. あまりない | 4. 全くない |
|---------|----------|----------|---------|

質問 18. あなたが、地域の人とつながりを深めることが必要だと感じるのは、どのような場合ですか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 防犯、防災対策など、地域の課題解決が必要と感じる場合 |
| 2. 日常生活において、他人の支援が必要と感じる場合    |
| 3. 日常、近隣との人間関係が希薄と感じる場合       |
| 4. その他 ( )                    |

質問 19. あなたの外出に関して、お尋ねします。各項目について、あてはまる番号に○印をつけてください。

- |                 |           |                 |
|-----------------|-----------|-----------------|
| ア. 買い物          | 1. 一人で行ける | 2. 誰かに連れて行ってもらう |
|                 | 3. 行けない   |                 |
| イ. 市役所、郵便局、銀行など | 1. 一人で行ける | 2. 誰かに連れて行ってもらう |
|                 | 3. 行けない   |                 |
| ウ. 病院           | 1. 一人で行ける | 2. 誰かに連れて行ってもらう |
|                 | 3. 行けない   |                 |

質問 20. 上の質問で「一人で行ける」とお答えした方にうかがいます。どのような手段で外出しますか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |         |            |      |                  |
|---------|------------|------|------------------|
| 1. 徒歩   | 2. 自転車     | 3. 車 | 4. バス (コミュニティバス) |
| 5. タクシー | 6. その他 ( ) |      |                  |

質問 21. 上の質問で「行けない」とお答えした方にうかがいます。なぜ外出できないのですか？ 1つだけ選び、○印をつけてください。

- |             |            |                     |
|-------------|------------|---------------------|
| 1. 目的地が遠いから | 2. 身体が悪いから | 3. 連れて行ってくれる人がいないから |
| 4. その他 ( )  |            |                     |

質問 22. あなたの現在の生きがいは何ですか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |           |            |                |                       |                      |            |
|-----------|------------|----------------|-----------------------|----------------------|------------|
| 1. 子や孫の成長 | 2. 家族との団らん | 3. 友人や隣人とのつきあい |                       |                      |            |
| 4. 仕事     | 5. 趣味      | 6. 教養          | 7. 自治会、町内会などの地域活動への参加 | 8. NPO やボランティア活動への参加 | 9. その他 ( ) |

質問 23. あなたのこれからの生きがいは何ですか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |           |            |                |                       |                      |            |
|-----------|------------|----------------|-----------------------|----------------------|------------|
| 1. 子や孫の成長 | 2. 家族との団らん | 3. 友人や隣人とのつきあい |                       |                      |            |
| 4. 仕事     | 5. 趣味      | 6. 教養          | 7. 自治会、町内会などの地域活動への参加 | 8. NPO やボランティア活動への参加 | 9. その他 ( ) |

質問 24. 現在、次の活動を、平日に1日平均して何時間ぐらいしていますか？

(日曜・休日除く)

- |                   |          |          |          |
|-------------------|----------|----------|----------|
| ア. 家事 (炊事・洗濯など)   |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |
| イ. 仕事             |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |
| ウ. 趣味や教養          |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |
| エ. 自治会、町内会などの地域活動 |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |
| オ. NPO やボランティア活動  |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |
| カ. その他 ( )        |          |          |          |
| 1. 全くしない          | 2. 1時間未満 | 3. 1～3時間 | 4. 3時間以上 |

質問 25. あなたは、生活の中で、今後、関心のあることはどれですか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |              |                 |                   |           |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------|
| 1. ご自身の健康    | 2. 配偶者や家族の健康    | 3. 親の介護           |           |
| 4. 子どもの独立、結婚 | 5. 現在の職場や仕事の状況  | 6. 転職や定年後の再就職     | 7. 起業     |
| 8. 趣味        | 9. 地域社会とのつきあい   | 10. ボランティアなどの社会活動 | 11. 老後の家計 |
| 12. 投資、資産運用  | 13. 土地、家屋の維持、処分 | 14. その他 ( )       |           |

質問 26. あなたは、今後、積極的に参加しようと思う活動はありますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |                         |                |          |              |                   |
|-------------------------|----------------|----------|--------------|-------------------|
| 1. 防犯、防災など安全安心の取り組み     | 2. 文化、スポーツ活動   |          |              |                   |
| 3. 子育て支援、子どもの見守り        | 4. 高齢者、障がい者の支援 | 5. 健康づくり | 6. 環境保全などの活動 | 7. 自治会、町内会などの地域活動 |
| 8. NPO やボランティアなどの社会貢献活動 | 9. その他 ( )     |          |              |                   |

質問 27. 上記参加しようと思う活動について、その活動へのきっかけは？

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1. 自主的に参加する | 2. きっかけがないと参加しない |
|-------------|------------------|

質問 27 で 2 と回答された方へ

市の施策としてどのようなことが必要だと思いますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |                             |                   |            |
|-----------------------------|-------------------|------------|
| 1. 情報提供、広報の充実               | 2. 仲間づくりが出来る機会の提供 |            |
| 3. 学習、勉強会などの開催              | 4. リーダーなどの人材養成    |            |
| 5. 関連団体間の交流、連携、ネットワークづくりの支援 | 6. 場所の提供          |            |
| 7. 相談、調整                    | 8. 資金援助           | 9. その他 ( ) |

質問 28. あなたは、現在、地域に関する情報を、どのようなものから得ていますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |                         |                    |                   |            |
|-------------------------|--------------------|-------------------|------------|
| 1. 市政だより                | 2. テレビ、ラジオ、新聞、雑誌   |                   |            |
| 3. インターネット (市のホームページなど) | 4. パンフレット、チラシ、ポスター | 5. 区役所、公民館などの行政機関 | 6. 講演会や講習会 |
| 7. 友人、知人、近所の人           | 8. 家族              | 9. その他 ( )        |            |



質問 29. 現在の生活で、どのようなことが気になりますか？

該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |                       |                        |                |
|-----------------------|------------------------|----------------|
| 1. 医療機関が近くにない         | 2. 公共交通機関が不便           |                |
| 3. 日常生活における支援や介護が不十分  | 4. 買い物などが不便            |                |
| 5. 娯楽・教養・学習活動などの機会がない | 6. 仕事の機会がない            |                |
| 7. 社会活動の機会がない         | 8. 防犯・防災・防火などの対策が不十分   |                |
| 9. 人間関係               | 10. 住宅事情               | 11. 情報通信が遅れている |
| 12. 税金・保険料・公共料金が高い    | 13. 物価水準が高い            |                |
| 14. その他 ( )           | 15. 特に気になることはない、満足している |                |

質問 30. あなたは、現在、介護保険の認定を受けていますか？

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

質問 31. 上の質問で「受けている」とお答えした方にうかがいます。介護保険サービスは

何を利用していますか？ 該当するもの全てに○印をつけてください。複数ある場合は、主たるものに、◎印をつけてください。

- |              |         |            |             |
|--------------|---------|------------|-------------|
| 1. ホームヘルパー   | 2. 訪問介護 | 3. デイサービス  | 4. デイケアサービス |
| 5. 福祉用具貸与、購入 | 6. 住宅改修 | 7. その他 ( ) |             |

質問 32. あなたは、悪質商法の被害にあったことがありますか？

- |       |       |             |
|-------|-------|-------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. あいそうになった |
|-------|-------|-------------|

質問 33. あなたは、泥棒の被害にあったことがありますか？

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

質問 34. あなたは、緊急時や災害時の避難場所を知っていますか？

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

◎その他（インタビュー）

1. 当地区は自分にとって住みやすいところですか？
2. 当地区の特徴は何ですか？
3. 高齢者が「住みたい地区」にするためには、何が必要ですか？
4. 当地区で生活する上で、特に困っていること、改善して欲しいことはありますか？

「地域（集落）における高齢者の生活に対する支援状況等に関する調査」

質問 1. 性別

1. 男                      2. 女

質問 2. 職種

1. 自治会役員                      2. 民生委員・児童委員                      3. 老人クラブ役員  
4. 区保健福祉センター専門職員                      5. 地域包括支援センター専門職員

質問 3. 在職（経験）年数

(                      ) 年

質問 4. 高齢者対応活動についての頻度                      （地域のどなたが一番詳しいですか？）

- |                 |         |           |           |
|-----------------|---------|-----------|-----------|
| ア. 悩み、相談対応      | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |
| イ. 定期的な訪問       | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |
| ウ. 日常的な話し相手     | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |
| エ. 福祉サービス等の情報提供 | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |
| オ. 行政への報告、連絡    | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |
| カ. 関係機関への連絡     | 1. ほぼ毎日 | 2. 3回／週程度 | 3. 1回／週以下 |

質問 5. 地域在住高齢者の把握                      （地域のどなたが一番把握されていますか？）

1. 全ての高齢者の状態を把握している  
2. 各人の状態までは把握できていないが、全ての高齢者の存在は把握している。  
3. 半数程度の高齢者の存在は把握できている。  
4. 高齢者の存在は、ほとんど把握できていない。

質問 6. 緊急時や災害時の避難介助の必要な高齢者への対応

(地域のどなたが一番把握されていますか?)

1. 全ての該当者の緊急対応策について、日頃から頭に入れている
2. 個別の緊急対応策については、わからないが、全ての該当者は把握している。
3. 半数程度の該当者は把握できている。
4. ほとんどの該当者が把握できていない。

◎その他 (インタビュー)

1. 当地区の高齢者の生活で、特に問題になっていることは何ですか?
2. 当地区の高齢者福祉施策が十分機能していますか?
3. 当地区の高齢者福祉施策の課題、問題点について特殊なことは何ですか?  
(区内、市内の状況と同じか、違うか?)
4. 上記3. の解決方法として何が考えられますか?
5. 当地区の特徴は、何ですか?
6. 特徴を生かす取り組みを何かしていますか? (どなたか、されていますか?)
7. その具体的な事例は、何ですか?

<注>

- 1) 1975年に早良郡早良町（現早良区南部）を編入した。早良町は、従前より都市計画区域に入っていると同時に、線引きを行っている自治体であった。
- 2) 緑被率とは、平面な緑量を把握する場合に用いる尺度で、特定の地域または地区における緑被地の占める割合のことをいう。
- 3) 死別率とは、当該地域において死別した比率であり、次式で求められる。  
死別率＝死別数／総数
- 4) ただしこのような傾向は、当該地域に限ったものではなく、日本の伝統社会では一般的なものであった。地域社会で発生した課題を自治で解決することは、何ら問題はない。しかし日本の地域社会の歴史において、地域課題の解決に当たって、行政に頼る必要がある場面においても、地域社会の内部ですべてを完結させようとする傾向が見られることに留意する必要がある。
- 5) 当該地域の基盤産業には、当然ながら漁業も存在する。しかしここでは土地利用を主として考えることに主眼を置いている。漁業は、他の産業に比べて土地利用面積が少なく、第一次産業としては特異となっている。そこで本報告書では、漁業については敢えて取り上げていない。
- 6) ソーシャル・キャピタルとは R.D.パットナム（2004）によれば、「相互利益のための調整と協力を容易にする、ネットワーク、規範、社会的信頼のような社会的組織の特徴」を意味する概念であると定義される。このソーシャル・キャピタルが豊富なコミュニティでは、「生活はより心地よいもの」になるとされている。（パットナム（2004）p.58）
- 7) 例えば大竹文雄（2008）は、地域格差の根拠として「もともと地域間移動を望まない、地域に土地を保有している農家や小売業者が政治的に強い力を発揮するので、地域間格差の議論が大きな政治的議論になる」と問題提起している（p.31）。しかし今回の分析を踏まえると、50年以上も当該地域に住んできた高齢者に政策や経済・財政の効率性だけを根拠として地域間移動を基にした都市政策を展開することは疑問が残る。

<参考文献>

- 池田清（2008）「限界コミュニティと日本型「補完性原理」」『都市問題研究』第60巻第5号、pp.35-49.
- 石田頼房（1990）『都市農業と土地利用計画』日本経済評論社。
- 大竹文雄（2008）「格差問題解決の本当の処方箋」伊藤元重編『リーディングス 格差を考える』日本経済新聞出版社。
- 加藤晃・竹内伝史（2004）『新・都市計画概論』共立出版。
- 神谷浩夫（1997）「地域的公正と地域問題に関する覚え書き」『金沢大学文学部地理学報告』第8号、pp.53-59.
- 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課／都市計画課監修（2006）『概説 まちづくり三法の見直し』ぎょうせい。
- 小嶋俊洋（2007）「市街化調整区域における都市的土地利用と農業的土地利用の調整メカニズム」『横浜国際社会科学研究所』第12巻第3号、pp.73-91.
- 高橋巖（2002）『高齢者と地域農業』家の光協会。
- 徳野貞雄（2008）「個体識別と生活格差」『地域政策』第28号、pp.19-24.
- 中川雅之（2008）『公共経済学と都市政策』日本評論社。
- 長峯純一（1998）『公共選択と地方分権』勁草書房。
- R.D.パットナム（2004）「ひとりでボウリングをする」宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社。
- S.ピンチ（神谷浩夫訳）（1990）『都市問題と公共サービス』古今書院。
- 松谷明彦（2004）『「人口減少経済」の新しい公式』日本経済新聞社。

報告書作成担当者

研究主査 山本 匡毅

研究主査 梶返 恭彦

研究主査 篠崎 慎一

---

「市街化調整区域の施策に関する研究」(中間報告書)

第3篇 福岡市における市街化調整区域の人口高齢化と  
高齢者の生活実態調査

2009年3月

財団法人福岡アジア都市研究所

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10-1

Tel 092-733-5686 Fax 092-733-5680

E-mail [info@urc.or.jp](mailto:info@urc.or.jp)

URL <http://www.urc.or.jp>

---